



第三次

多摩市特別支援教育推進計画

令和7年11月

多摩市教育委員会

はじめに

多摩市教育委員会では、多様な個性をもつ児童・生徒等一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた個別最適な学びと共生社会の実現を目指した自立と社会参加を促進するために、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

今回の計画では、これまで第一次・第二次と取り組んできた特別支援教育推進の今後を展望し、また共生社会の実現、共に学び共に生活することを追求していくために、これまでの理念を継承しつつ、取り組みの施策を特別支援教育の「包み込むモデル」の視点で新たに発展させて考えていくこととしました。市では「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を定め、障がいのある人とない人が分け隔てなく共に地域で安心して暮らす共生社会を目指すことが謳われています。教育においても、この共生社会の実現について児童・生徒が自ら考え学んでいくことが社会の変革につながるように感じます。

本計画の策定にあたって、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえ、児童・生徒の意見を聞くという視点から、多摩市で特別支援教育を経験したことのある当事者であった卒業生（現高校生や専門学校生）によるグループミーティングも実施し、その時代に自分が感じていた気持ちや、周囲の理解についてなどの率直な意見も聞き計画策定に生かしました。

最初の特別支援教育推進計画から10年が経過し、特別支援教育を取り巻く環境も、特別支援教育へのニーズも刻々と変化しています。時代の変化に合わせてつつ、誰一人取り残さない視点に立って教育的ニーズを把握しながら、多様で柔軟な仕組みを提供し続けていきたいと考えています。

結びに、前計画から引き続き、明星大学心理学部心理学科教授 小貫悟先生には今回も副委員長として、最新の教育テーマの情報提供や特別支援教育に関して多くの示唆もいただきました。また有識者会議の委員の皆様には、東京都の最新情報の提供や、現場からの声、保護者の思いなど、様々な視点からの貴重なご意見を頂戴できました。そしてアンケートにご協力くださった保護者の方々、多摩桜の丘学園PTAの皆様、特別支援教育を経験した高校生・専門学校生の皆様、策定過程において貴重なご意見を賜りましたすべての皆様に深く感謝申し上げます。

多摩市教育委員会教育長 千葉 正法

目次

目次 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の推進体制	3
第5章 計画策定に至るまでの経過	4

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

第1節 成果	7
コラム①	11
第2節 課題	12
コラム②	14

第3章 実態把握から見える多摩市の特別支援教育の現状と課題

第1節 多摩市の特別支援教育についてのアンケート	15
第2節 高校生等グループミーティング	23
第3節 東京都立多摩桜の丘学園PTAとの懇談	24
第4節 現状と課題	25
コラム③	28

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第1節 基本理念.....	29
第2節 7つの施策.....	31
第3節 具体的な取組.....	34
コラム④.....	49

第5章 他機関との連携

第1節 副籍制度.....	50
第2節 医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応.....	52
コラム⑤.....	54

資料

第二次多摩市特別支援教育推進計画の取り組みと評価(詳細).....	55
特別支援教育に関する多摩市の状況など.....	65
世界や国・都の動向について.....	71
用語解説.....	76
第三次多摩市特別支援教育推進計画(素案)に対するパブリックコメントの結果.....	88
第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議関係.....	93

第1節 計画の目的

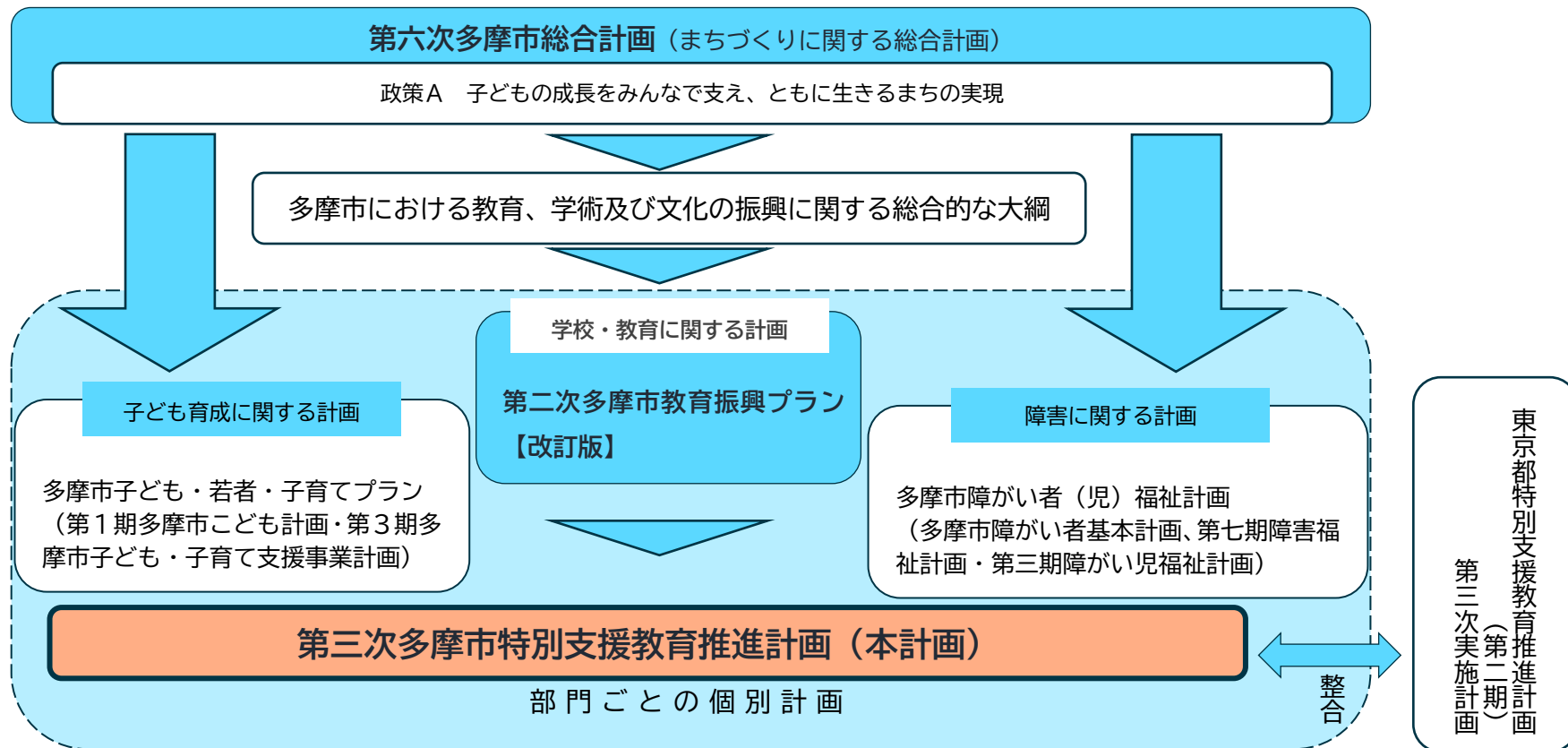
特別支援教育は、通常の学級に在籍する児童・生徒を含め、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、全ての学校で実施するものです。多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や学校などで共に支え合って暮らす「*共生社会」の実現を目指します。一人ひとりの児童・生徒の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な学びの場を用意し、児童・生徒に社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくための力を培います。

これまで多摩市特別支援教育推進計画（平成28年度～令和2年度）、第二次多摩市特別支援教育推進計画（令和3年度～令和7年度、以下第二次計画という）を策定し、具体的施策を掲げ、特別支援教育に関するPDCAサイクル（P3参照）に取り組んでいます。このたび、第二次計画までの成果と課題、実態把握、最新の国や都の動向を踏まえ、多摩市の特別支援教育の更なる充実に向けて、第三次多摩市特別支援教育推進計画を策定します。

本書の各用語の左上に「*」が付いているものは、P76以降に用語解説があります。詳細についてはそちらをご参照ください。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「第六次多摩市総合計画」で定められた政策のうち、学校・教育に関する計画「第二次多摩市教育振興プラン【改訂版】」に掲げる誰一人取り残さない視点に立った支援を具体化し、その方向性を示す部門ごとの個別計画です。なお、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」との整合を図ります。

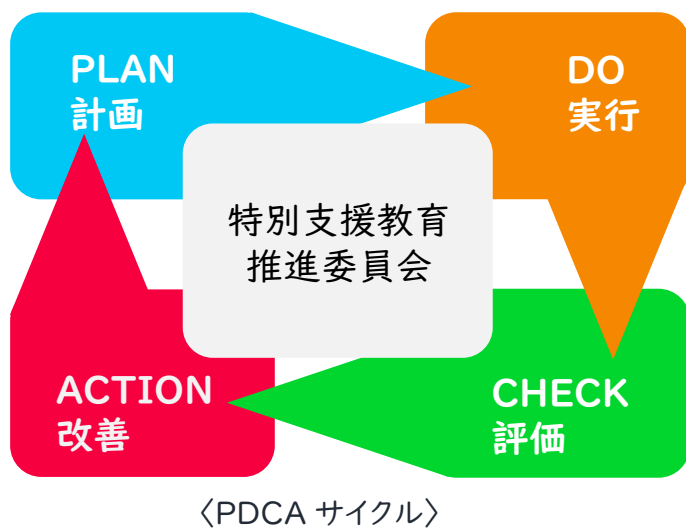


第3節 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間として策定します。ただし、社会・経済情勢の変化や国・東京都の動向、本市の児童・生徒たちや教育を取り巻く状況等にあわせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

第4節 計画の推進体制

本計画を実行性ある計画とするため、学識経験者や学校関係者、関係所管等で構成する「特別支援教育推進委員会」を組織し、計画の進捗状況の把握、内容の検証・見直しを行います。また、施策ごとに成果指標を設け、目標値を設定することで施策全体の達成度を見える化します。



【成果指標の例】

施策1 理解啓発の推進	
成果指標	目標値
アンケートの中で合理的配慮についてよく知っていると答えた保護者の割合	70%以上

第5節 計画策定に至るまでの経過

(1) 国の動向(P71参照)

- 平成19年 学校教育法の一部改正
- 平成23年 障害者基本法改正
- 平成25年 障害者差別解消法
- 平成26年 障害者の権利に関する条約(平成19年署名、平成26年1月批准、2月発行)
- 平成28年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行「合理的配慮の提供」義務付け
- 平成29年 学習指導要領改訂
- 令和3年 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告
*医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
- 令和4年 国際連合の障害者権利委員会における日本政府報告に関する総括所見
- 令和5年 第4期教育振興基本計画(令和5年度~9年度)

(2) 都の動向(P71参照)

- 平成28年 東京都発達障害教育推進計画
- 平成29年 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第一次実施計画
- 令和4年 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画
東京都手話言語条例

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

令和6年	東京都教育ビジョン(第5次)
令和7年	東京都教育施策大綱 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画 東京都障害者情報コミュニケーション条例

(3) 多摩市の動向

多摩市は、国や都の*インクルーシブ教育システムの構築に対する考え方を踏まえ、平成27年に「多摩市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んできました。平成28年度には特別支援教育全体研修を開始し、平成29年度には全市立小学校、令和3年度には全市立中学校に*特別支援教室を設置しました。特別支援学級については、これまで*知的障害学級を3校、*自閉症・情緒障害学級を2校設置していたところ、平成29年4月に多摩第二小学校、平成31年4月に南鶴牧小学校にそれぞれ自閉症・情緒障害特別支援学級を増設し、指導の充実や環境整備を進めてきました。

このように小学校において、自閉症・情緒障害学級を増設する一方で、中学校においても、自閉症・情緒障害学級での学びに対する教育的ニーズが高まり、令和8年4月、聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害学級を増設することとなりました。

このような中、多摩市では、令和2年7月に多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例を施行しました。その中では、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮提供の義務付け、環境の整備などが述べられており、また、共生社会の実現に向けて、例えば教育の分野においては、児童・生徒が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施するとしています。

なお、多摩市教育委員会では、第二次多摩市特別支援教育推進計画を踏まえ、次のページのとおり*特別支援学級、特別支援教室について*教育課程編成の基本方針を定めています。

教育課程編成の基本方針

- ◆多摩市立小・中学校に設置された特別支援学級・特別支援教室であることを十分に踏まえ、多摩市の資源を活用した教育課程を編成する。
 - ◆障害による学習上または生活上の困難を克服するための*自立活動の指導を確実に実施する教育課程を編成する。また、一人一台端末等、ICT機器を効果的に活用した自立活動の充実を図る。
 - ◆*個別指導計画及び*学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の障害の程度や学級の実態に応じた教育課程を編成する。
- ① *知的障害特別支援学級
- ・義務教育終了後の進学及び社会的自立に向けた指導を重視し、職業生活に必要な知識・技能の習得と人間性の育成を図る。
 - ・将来の自立と社会参加に向け、各教科の指導時数を確保し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。
 - ・各教科等を合わせた指導を適切に実施し、児童・生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりする上で自発的に活用できる力を育む。
- ② 自閉症・情緒障害特別支援学級
- ・義務教育終了後の進学及び社会的自立に向けた指導を重視し、職業生活に必要な知識・技能の習得と人間性の育成を図る。
 - ・自立活動の充実を図り、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識や技能、態度及び習慣を養い、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。
- ③ *難聴・言語障害通級指導学級(小学校)・特別支援教室(小学校・中学校)
- ・児童・生徒一人ひとりの在籍学級における困難を克服・改善し、日常生活における適応力を育む。
 - ・コミュニケーション能力の向上や言語の受容と表出などの改善を図り、日常生活における適応力を育む。

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

※第二次多摩市特別支援教育推進計画の取組と成果については、P55からの資料編に詳細を記載

第1節 成果

(1) 方向性1 個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

① *校内委員会を活用した組織的な取り組み

各校が組織的な特別支援教育の充実を図っていく上で、校内委員会の活用においては、各校の*特別支援教育コーディネーターの役割が非常に重要であることの認識が進みました。市内全校に対して特別支援教育コーディネーターを複数配置しました。「特別支援教育コーディネーター研修」や「特別支援教室担当者連絡会」では校内委員会の演習や、各校同士での情報交換を行いました。

② 学校生活支援シート・個別指導計画の定着

学校生活支援シート・個別指導計画の作成については、特別支援学級、特別支援教室ともに定着し、記載内容充実のために、「初めて特別支援教育を担当する教員研修会」のテーマで取り上げたり、各校の活用方法を「特別支援教室担当教員連絡会」で共有したりしました。

③ 実践事例の共有

特別支援教育において実践事例の共有は必要であり、「特別支援教育コーディネーター研修」や、「特別支援教室担当教員連絡会」における各校の実践に関する情報共有の機会設定を進めました。

(2) 方向性2 教員の専門性をさらに高め、児童・生徒に必要な資質・能力の育成を進めます。

① 派遣相談の充実

派遣相談として、専門家等を各学校に派遣する事業の活用を進めました。特に中学校全校に導入した特別支援教室については、拠点校への継続したスーパーバイズの派遣を実施することができました。

② *ユニバーサルデザインフォント導入

学校用PCへの「ユニバーサルデザインフォント」導入については、令和4年度の機器更新に合わせ、100%導入しました。

③ 学習障害の理解と指導

学習障害の児童・生徒に対する指導・支援方法に特化した研修を実施しました。

(3) 方向性3 「共生社会の実現」に向け、行政・学校・保護者・関係機関の連携の強化を進めます。

① 相談対応による学校への助言・支援

就学相談・転学相談を利用した児童・生徒については、学校への申し送りを行い、相談の中で本人や保護者と共有した学校生活における課題等について、就学支援ファイル等を活用し学校と共有することで、スムーズな学校生活への移行を進めました。

② 就学相談等の充実

相談申込者の利便性や対応内容の統一化を図るため、新たに作成した就学相談等の説明動画を事前に視聴した上で申し込む方式に変更し、その他にも保護者との面談や関係機関との情報共有など、相談業務の充実を図りました。

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

③ *フォローアップ相談の充実と改善

令和6年度より、フォローアップ相談の2年目以降の児童・生徒について、家庭として相談のニーズがある場合には、「*発達・教育初回相談窓口」につなぎ、相談の主訴に応じた継続した相談を実施できる*教育相談室・*発達支援室へ引き継ぐシステムに変更し、教育と福祉が連携した切れ目のない継続的な支援ができる仕組みとしました。

④ 特別支援教室の判定会の充実

特別支援教室の指導延長・退室の判定会では、審議テーマを設定し、指導延長が数年続く場合などの事例を丁寧に審議する仕組みを整えました。

⑤ わかりやすい特別支援教室の啓発活動

令和4年度から、「特別支援教室入退室のご案内」を保護者へ向けて配布しました。

⑥ 特別支援教育の理解・啓発

令和5年度教育支援フォーラムにおいて「第二次多摩市特別支援教育推進計画の進捗」のテーマで講演を実施しました。

⑦ 児童・生徒の相互理解の意識の醸成

ESDの推進や人権教育の一つとして、児童・生徒に対して、特別支援教室の見学・体験、また*特別支援学校との交流活動の時間を設けるなどを行い、相互理解の意識を醸成しました。

⑧ 教育と福祉の連携による相談対応

「発達・教育初回相談窓口」の周知が進み、主訴に応じた適切な相談機関での対応や相談機関同士での情報の共有や支援方針の検討を行うことで、より支援の幅を広げて相談対応ができるようになりました。

⑨ 未就学期からの切れ目のない支援の充実

*保幼小連携研修を通して就学前機関と就学先との交流などを充実させました。

(4) 方向性4 特別支援教育推進のための環境整備について検討を進めます。

① 中学校の特別支援教室の充実

中学校の特別支援教室では1校の拠点校を中心とした巡回での指導に取り組み、先行した小学校の特別支援教室担当教員と連絡会等を通じて情報共有しながら、生徒一人ひとりの学校生活での様々な課題に対する支援を行いました。

② 学びの場の整備

特別支援学級の設置校における学級数の増加を予測し、これまでも教育委員会内で連携しながら物理的環境整備などを進めてきました。市としての環境整備に関する検討の中で、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級への入級希望の増加傾向を踏まえ、多摩中学校、青陵中学校に加えて、聖ヶ丘中学校に令和8年4月予定で開設することとしました。

コラム① こんな取組、やっています!! ~多摩市の中学校での取組の一例~

【給食交流や全校での発表と一緒に取り組んでいます】

授業や行事等、様々な場面で交流及び共同学習に取り組んでいます。給食交流では、通常学級の生徒が特別支援学級の教室で給食を食べることにより、特別支援学級に在籍する生徒も安心して交流することができます。

【タブレット端末でデージー教科書が読める】

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、一人1台タブレット端末等、ICT 機器を活用しながら、学習を進めています。配慮にあたっては、本人、保護者と十分に話し合い、内容を決定します。

【校内支援委員会を活用した情報共有】

週1回の校内支援委員会で生徒の情報を共有します。中学校では、小学校よりも多くの教員が生徒に関わります。教員一人ひとりが把握している生徒の様子をつなぎ合わせることで、その生徒が真に必要としている配慮について検討することができます。

【校内研修での

特別支援教育の視点の取り入れ方】

特別支援学級と通常学級の教員がグループとなり、授業における障害のある生徒への配慮について意見交換を行います。また、お互いに授業を見合うことで、新たな気づきも生まれます。



第2節 課題

(1) 指導のための計画へ児童・生徒の意見を反映すること

個別指導計画は、児童・生徒一人ひとりの実態を把握して適切な指導を行えるように作成し、学校生活支援シートは、児童・生徒の学校生活を充実したものにするため、家庭と学校、相談機関等が、児童・生徒をどのように支えていくかを話し合い、共有するために作成するものです。いずれも、児童・生徒が目指す将来像へ向かって、支援・指導の方針が共有できるように作成されるものであり、内容には児童・生徒の希望が反映されることが必要です。

(2) 個別指導計画等の活用と見直しのために教員研修を充実させていくこと

個別指導計画や学校生活支援シートの作成については、好事例を共有するなどの研修機会を整え、作成することは進んでいます。今後は、個別指導計画等を生かした実践と必要時に見直しを行うことが必要であり、研修内容の充実を図ることが必要です。

(3) 教員の専門性の向上を支える仕組みを整えること

教員の特別支援教育の視点を含めた指導力・専門性の向上、教育方法・内容の充実と教員を支える学校の体制が必要です。特別支援教育が、すべての特別な支援を必要とする児童・生徒に対して実施するものであることを踏まえ、巡回相談や授業相談などの研修の充実を図り、専門的な立場からの支援や助言をより一層増やしていくことが重要です。

(4) 市民や教員等への周知・啓発を行うこと

共生社会の実現を目指して、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する支援の必要性の理解を広めていくことは今後も継続して実

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

施していく必要があります。

(5) 必要な支援を引き継いでいく仕組みづくりをすること

上級学校へ進む際に、これまでの支援・指導などについて、引き継がれていく仕組みを作る・ツールとして活用することは、引き続き必要な支援を受けて、教育活動をスムーズに進めるにあたって必要です。そのためのツールの活用について、さらに周知・理解を深める取組が必要です。

(6) 多様な学びの場を整えていくこと

少子高齢化が急速に進んでいる多摩市において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を追求するためには、特別支援学級の規模や配置などについては、今後もひきつづき検討し、教育的視点をもって取り組む必要があります。

コラム② こんな取組、やっています!! ～多摩市の小学校での取組の一例～



【地域・保護者との協働による取組】

地域のテニスクラブより使い古したテニスボールを毎年寄贈いただき、保護者会等の機会に、保護者に協力してもらい、児童机、椅子にテニスボールを装着しています。移動時の音が軽減するなど、聴覚過敏のある児童だけでなく全ての児童に有効です。

【特別支援教育に関する保護者への理解啓発】

学校ホームページにて、通常の学級はもちろん、特別支援学級の行事や授業について公開。また、内容に応じて「特別支援教室だより」を全家庭に配布する等、幅広く理解啓発を図っています。

【ユニバーサルデザインに基づく

授業づくりの推進】

大学の教授等を講師に招き研究・研修を推進。授業のユニバーサルデザイン化が特別なのではなく、当たり前であるという意識を校内で醸成しています。

【設備・教材等のユニバーサルデザイン化】

誰もが使いやすいように水道の蛇口のハンドルをレバーに変更したり、流しやトイレに踏台を用意したりするなど児童の実態に応じて環境を整備。右の写真はボール置きで、ボールの有り無しが一目で分かるようになっています。



第1節 多摩市の特別支援教育についてのアンケート

目的 次のことを目的として、多摩市の特別支援教育についてのアンケートを取りました。

- 第三次多摩市特別支援教育推進計画に盛り込んでいく重要なポイントである「*合理的配慮」などについて、市の実態を捉え、計画に盛り込む際の根拠・背景としていきます。
- 多摩市の特別支援教育を受けている児童・生徒の保護者が、特別支援教育に関連してどの程度理解があるのか、を確認します。

対象

- 特別支援教室利用児童・生徒の保護者
- 難聴・言語障害通級指導学級利用児童の保護者
- 特別支援学級在籍児童・生徒の保護者

方法

選択式及び自由記述式による質問紙アンケート調査。ただし、同内容をロゴフォームでも回答できるように二次元コードを添付。回収は、ロゴフォーム、郵送、学校または教育センターに持参。

調査期間

令和6年6月21日から令和6年7月16日まで

アンケート項目

- 基本情報（校種、学級種）
- 学校での個別的な配慮について
- 合理的配慮について
- 指導内容等について

回収率

配布数：1,012 回答数：347 回収率：34.2%（特別支援学級：51.9%、特別支援教室（難聴・言語含む）：48.1%）

用語の定義

*以下の用語について、本アンケート内での定義を明示した上で回答を得ました。

【合理的配慮】

お子さまが学校生活を送る上で、課題と感じていることについて、本人・保護者と学校の意見を一致させて行われる解決策です。この合理的配慮を得るためには、①保護者・本人が申し出て、②課題の解決のためにできること・できないことを学校と一緒に考え、③学校と対話を重ね一緒に解決策を導き出す、ことが必要とされています。

【個別指導計画】

児童・生徒一人一人の実態を的確に把握して適切な指導を行えるように、指導目標、指導内容、指導方法を明確にしたものです。保護者やお子さまの願いを踏まえて作成した「学校生活支援シート」という支援計画を基に作成し、作成後は、定期的な実施状況の振り返りや見直しを行いながら、適切な指導や必要な支援を進めることが大切とされています。

【*交流及び共同学習】

特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が共に活動したり学習したりすることです。お互いに尊重し合いながら豊かな人間性を育むことを目的とする“交流”の側面と、教科等の学習のねらいの達成を目的とする“共同学習”の側面がありますが、二つの面を分けずに合わせて取り組むことが大切とされています。

アンケート結果（一部抜粋） *全22問中一部を抜粋

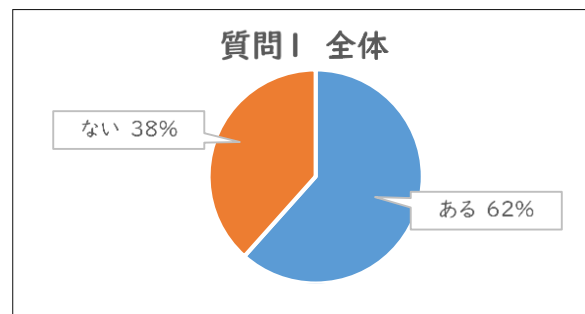
(1) 学校での個別的な配慮について

質問1 これまでに（在籍以来）学校が、学級全体への指導や支援とは

別にお子さまに対する具体的な配慮（以下、配慮）をしたことはありますか。

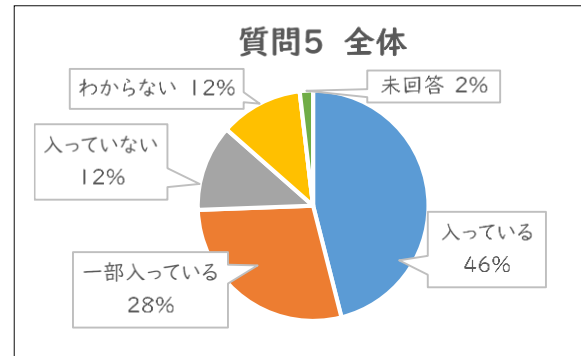
アンケートで出た「個別的配慮」の一例

- ・座席の配慮
- ・声掛けの工夫



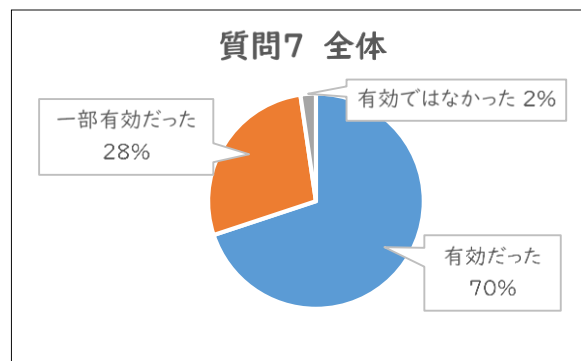
学校に個別的な配慮を
してもらったことがある
と回答したのは62%で
した。

質問5 そのやりとりの中にお子さまの意見は入っていると思いますか。



個別的な配慮に子どもの意見が入っている・一部入っていると回答したのは74%でした。

質問7 学校とのやりとりで決めた配慮は、お子さまへの支援に有効でしたか。



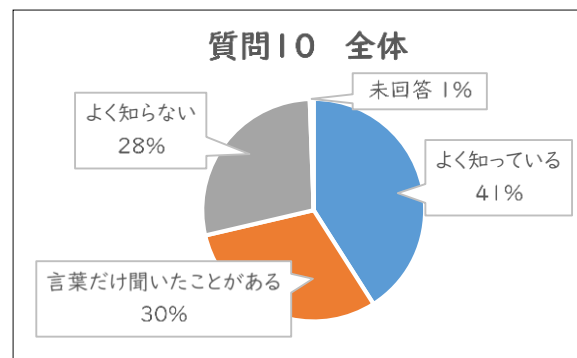
配慮が有効であった・一部有効だったと回答したのは98%でした。

(2) 合理的配慮について

質問10 「合理的配慮」について、どのくらい知っていますか。

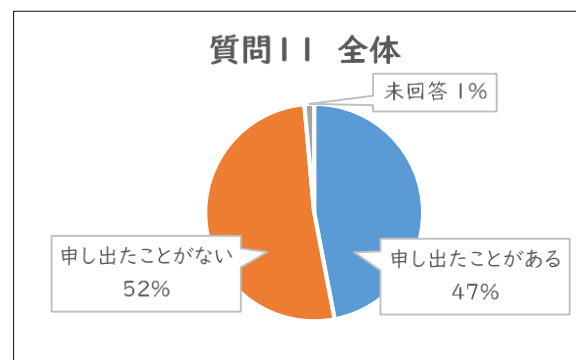
アンケートで出た、「合理的配慮」の一例

- ・テニスボールを机や椅子の脚に履かせ音を抑制
- ・黒板横の掲示物を少なくし、視覚的な情報量を調整
- ・ICTの活用
- ・書字の課題がある場合に試験時間の延長
- ・読字の課題がある場合にルビをふる



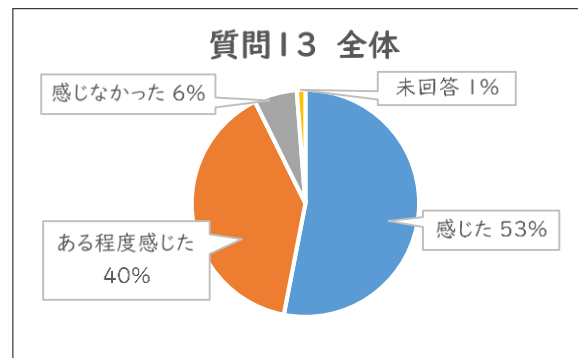
合理的配慮について、よく知らない28%、言葉だけ聞いたことがある30%であり、合わせると58%でした。

質問11 お子さまが「合理的配慮」を得られるように保護者から申し出たことはありますか。



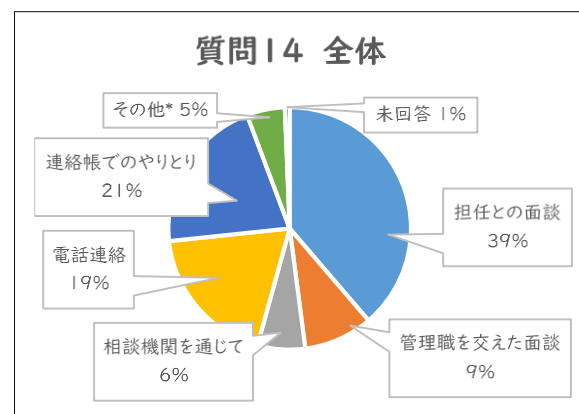
合理的配慮を申し出たことがあると回答したのは47%、申し出をしたことがないは52%でした。

質問13 申し出たことについて、学校と対話を重ねられたと感じましたか。



合理的配慮に対話が重ねられたと感じた保護者は53%でした。

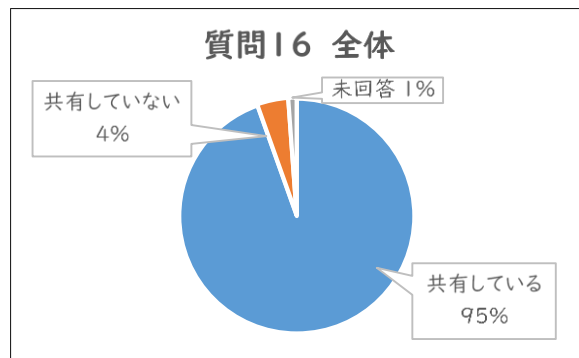
質問14 申し出たことについて、学校とどのような場でやり取りが行われましたか。



合理的配慮の申し出について、担任との面談の中でのやり取りが39%と最も多く、管理職も交えて行われたのは9%でした。

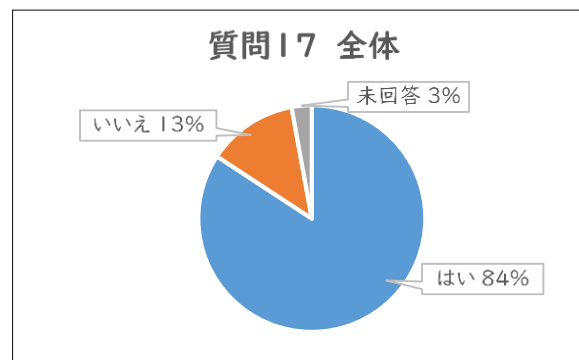
(3) 指導内容等について

質問16 学校が作成した個別指導計画は、保護者と共有されていますか。



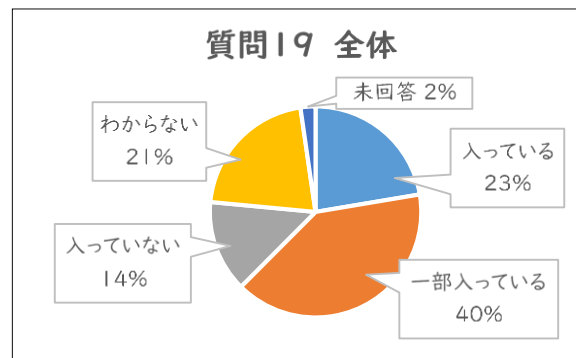
個別指導計画は95%が保護者と共有されていました。

質問17 個別指導計画は、学校生活の中でどのような指導や支援が行われるか、具体的にイメージできるものですか。



個別指導計画は84%が具体的な指導や支援のイメージができると回答がありました。

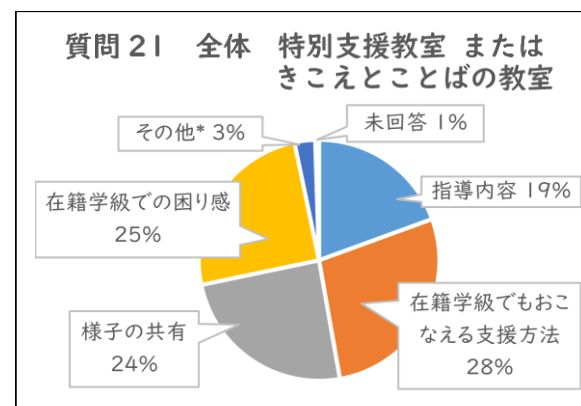
質問19 個別指導計画について、お子さまの意見はどのくらい入っていると思いますか。



本人の意見が入っている23%、一部入っていると回答したのは40%、合わせると63%で半数以上でした。一方、入っていないと回答したのは14%でした。

質問21 (特別支援教室またはきこえとことばの教室利用の方)

特別支援教室と在籍学級の間で、どのようなことを共有したり、調整したりしてほしいですか。特に大切だと思うものを選んでください(複数回答可)。



特別支援教室と在籍学級の間では、「在籍学級でもおこなえる支援方法」を共有したり調整してほしいと望む回答が28%と最も多かったです。

第2節 高校生等グループミーティング

★特別支援教育ではどんなことをしていましたか？

グループ活動や個別活動があった

こういう時、どう行動すべきかといった道徳的なことをやった

低学年の時は、字を書く練習などがあった

ボードゲームや将棋・バランスボールは楽しかった

文句を言いたい奴には言わせておけ。友人関係は難しいけど誰かと仲良くなれるから、仲良くなった人に思いやりをもって、そんな友だちを大切に！

なくていい学校のルールもある(全校集会はじっとできなくて苦手)

★どんな特別支援教育だったらいいなと思いますか？

みんなに何をしているか知ってほしい

全部の学校に教室があるといい

中学生になると焦っちゃうかもしれないけどマイペースで大丈夫！近くの人で頼ってすごく良かったから、早いうちから頼った方がいいよ

★後輩に一言

周りと比較して自分が浮いていると思わなくていいよ

自分にとっては必要なことと思っていた

通ってない子にも体験してほしい

★特別支援教育を受けていた時の気持ちはどうでしたか？

教室に行っていて遊んでいるのでしょう？と言われて。みんなに知ってほしい。

親に言われ通い始めたので、疑問に思うことはなかった

令和6年8月7日(水曜)実施



上手くいかないときに気持ちの切り替えができるようになった

自分の意見を尊重してくれて、将来の夢や目標ができた

★高校生の今の自分に どんな風に役立っていますか？

先生たちが自分のためにやってくれていたんだと後で気付いた

人の前にも立てると言われて自信になった

「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」によって、子ども・若者には、意見の表明及びまちづくりに参画する権利があり、市はその実現に向けて取り組むことで、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望をもって成長することのできるまちとなると考えています。そこで、本計画においても、小学校または中学校で多摩市の特別支援教育を経験した高校生等を対象にした高校生等グループミーティングを開催し、子どもたちのリアルな声を計画に反映していくことを目指しました。前ページのように当時を振り返ったり、今にどのように役立っているか語ったり、非常に前向きな意見が聞かれ、最後には、現在小中学校に通う後輩たちに向けて一言コメントをもらうことができました。

また、終了後には、同席した保護者から、「これまで子どもに直接自分の特性について話したことはなかったけれども、このイベントの前に、昔のあゆみを自ら見返して小中学生当時の自分のことを振り返っていました。」というコメントもあり、子どもの意見の表明の機会だけでなく、自己理解が進んでいくきっかけとして特別支援教育や今回のグループミーティングが役割を果たせたと感じました。

第3節 東京都立多摩桜の丘学園PTAとの懇談

令和6年11月22日、多摩市の特別支援学級を卒業し、東京都立多摩桜の丘学園中・高等部へ進級された生徒の保護者や、重度の医療的ケアが必要な生徒の保護者等5名の方と懇談しました。地域の学校との副籍について、とても良い制度だが、一歩踏み出すことが難しいなどの声を聞くことができました。また、一人でなく複数人のグループで交流先の学校に行けると、その学校の児童・生徒にとって、色々な障がいのある子がいることを学べるのではないかという意見もありました。

第4節 現状と課題

(1) 個別的配慮について

児童・生徒が学校生活を送る上で必要な個別の配慮をしてくれた学校の割合は小・中合わせて半数以上あり、その配慮内容は「板書量を減らす」「宿題を減らす」等であり教育的配慮と思われる内容が多くありました。また、配慮内容が児童・生徒にとって有効だったと感じた割合は98%であり、その配慮に児童・生徒の意見が入っているという回答は74%でした。配慮は児童・生徒が学校生活を送る上での困難さを解決するための必要な支援の一つです。配慮を実施するにあたっては児童・生徒や保護者との対話が重要です。この対話のプロセスを経る中で、「子ども(自分)の意見を取り入れてもらえた」、「子ども(自分)の困り感を理解してもらえた」という実感を得ることが、家庭との信頼関係を築くことや児童・生徒が学校生活を送る上での自信につながっているという回答もありました。このように「意見」を反映させた配慮が児童・生徒にとって有効であることがわかりました。

(2) 「合理的配慮」や特別支援への理解・認知について

合理的配慮について「言葉だけ聞いたことがある」「よく知らない」の回答を合わせると58%で、合理的配慮の理解が進んでいるとはいえない実態でした。また、高校生等グループミーティングでは、「特別支援教室のことを友達に理解して欲しい気持ちがあった」と語られ、学校内の理解を進める仕組みづくりの必要があります。

(3) 「合理的配慮」の申し出について

「合理的配慮を申し出たことがない」と回答したのは52%であり、半数以上が申し出ていませんでした。合理的配慮の申出から決定までのプロセスについて、理解と周知が十分でないことも一つの要因として、申出が半数以下になったのではないかと考え

られます。合理的配慮の決定に至るプロセスや合理的配慮の内容について、さらに周知・啓発を図り、よりよい合理的配慮の提供を行っていく必要があると考えます。

また、「申し出た配慮についての対話が重ねられたと感じた」との回答は53%でした。その方法としては、合理的配慮を申し出る際に、保護者が学校へ「お願いした」、「依頼した」、「配慮を求めた」、また、「書面で渡した」という記載が多く、学校と対話をした結果、合理的配慮が行われた記載は少なかったです。

合理的配慮においては、対話を重ねることで、解決策を導き出すことが必要であるため、このようなプロセスを構築する仕組みを作っていくことや、合理的配慮決定のプロセスの周知を図っていくことが必要です。

(4) 申し出た合理的配慮の具体的な内容や保護者・学校のやり取りの方法について

小学校では、「イヤーマフをつける」、「宿題を減らす」、「座席の配慮」、「板書量を減らす」等学校生活の本人への教育的配慮が多くありました。中学校では「学校行事の参加の仕方」「苦手な科目の参加の仕方」「数学の時の計算機の利用」等があり、小学校よりも本人の特性を補完するものへの配慮の内容が多くありました。

「合理的配慮についてどのような場でやり取りが行われたか」について、最も多いのは「担任との面談」で39%を占めていました。「管理職を交えた面談」は、わずか9%でした。管理職が面談に入ることによって、より広い視野で合理的配慮について考えることができたり、合理的配慮の決定について円滑に進めることができたりすることが考えられますが、アンケートの結果では、管理職を交えた面談が十分に実施されていないことがわかりました。合理的配慮は、担任だけで決定されるものではなく、管理職を含めた学校組織として決定し、配慮が継続・見直しされていく仕組みづくりが重要です。

以上のことから合理的配慮と教育的配慮の違いや合理的配慮を申し出る方法について理解が十分ではなく、また、合理的配慮を申し出てよいものなのかという葛藤を抱えているのではないかと推察され、保護者と学校のやりとりの課題であると考えます。

(5) 指導内容等について

個別指導計画は95%が保護者と学校で共有されており、その内容は「具体的な支援がイメージできるものである」と84%が回答しています。引き続き、個別指導計画の中で合理的配慮を含めた具体的な支援を明確に記載していくことは重要であり、合理的配慮を校内支援委員会等で組織的に決定していく仕組みづくりが必要です。

一方で、個別指導計画は支援についてイメージできるものであると回答しつつも、その個別指導計画に児童・生徒の意見は、「一部入っている」、「入っていない」を合わせると54%になりました。発達段階によって、児童・生徒の意見の反映の困難さもありますが、児童・生徒の困り感の解決に向けて、できる限り児童・生徒の意見を反映した個別指導計画の作成になるような、作成過程が必要です。

特別支援教室と在籍学級との間では、「在籍学級でも行える支援方法を共有してほしい」という回答が28%と最も多かったことから、教員間での連携や支援の継続性が求められていることがわかりました。*発達障害等のある児童・生徒はすべての学校に在籍しているものと推察され、児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応し、その改善・克服に向けた特別の指導を受けられる体制を構築していくために、特別支援教育がすべての学校で実施され、その理解を促していく必要があります。

(6) 地域での交流と相互理解について

多摩桜の丘学園に通学している児童・生徒の保護者との懇談で、児童・生徒の様子などを地域の子どもたちにも知ってもらうために副籍制度を利用しているが、受け入れる学校によって対応が異なることや、保護者も対応に疲弊するなどの意見がありました。また、複数人一緒に交流に行けると安心だという意見などもあり、副籍制度についてさらに地域の学校や保護者に対して理解してもらう必要があることが明らかになりました。

コラム③ 学校における合理的配慮

学校における合理的配慮とは、「支援の必要な児童・生徒が他の児童・生徒と平等に教育を受ける権利を保障する」ために、特性や困難さにあわせて提供されるものです。図のように、他の子どもと同じ「学校生活や学習のスタートラインに立てる」ようになるための土台であると言えます。

【基礎的環境整備】

施設面の整備はもちろん、「授業のユニバーサルデザイン化」「障害や特性への理解啓発」「校内支援体制の確立」といった学校、学級運営の整備等も含まれます。合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせません。

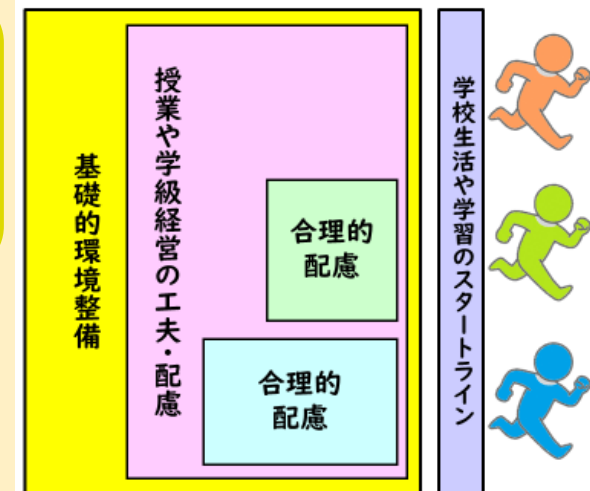
【授業や学級経営の工夫】

基礎的環境整備を土台に、各学級の実態に応じた工夫を行います。例えば、全員に伝わりやすい言葉かけや教室内掲示の工夫があります。

【合理的配慮】

基礎的環境整備や授業や学級経営の工夫・配慮を十分に行った上で、合理的配慮を検討します。例えば、座席の配慮や一人1台端末の使用、個に応じた支援具の活用も合理的配慮の一つです。提供される合理的配慮の内容は、基礎的環境整備等の状況により異なります。本人、保護者、学校と十分な建設的対話を通して合意形成を図ることが重要です。

学校における合理的配慮のイメージ図



第1節 基本理念

基本理念

子どもたちを包み込み、その先の未来へ

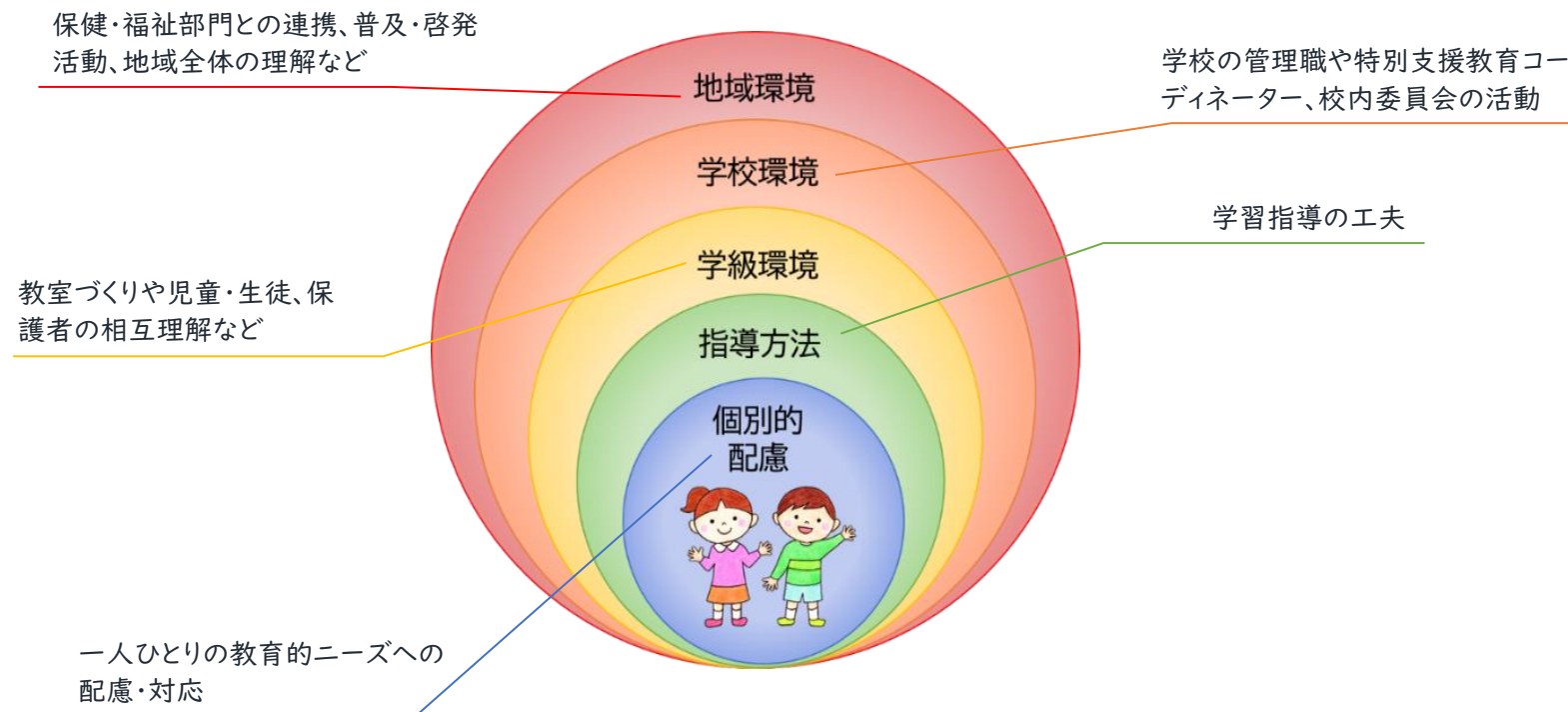
本計画では、基本理念を「子どもたちを包み込み、その先の未来へ」と定めます。

この理念は第二次計画のサブタイトルであり、特別支援教育において、これまで重視されてきた個人の成長を促す教育だけでなく、本人を取り巻く環境を整えることで、個人の成長を促す教育の考え方に基づいています。このことは子どもたちを包み込み、支援していくものであり、多摩市教育委員会はこの考え方を第三次計画でも継承していきます。

さらには、子どもたち一人ひとりが、学級・学校・地域など様々な環境に包み込まれる中で得た、「できた」「わかった」という自信や「これがあればできる」という支援を得る力をもって、将来の自立と社会参加に向けて進んでいき(=その先の未来へ)、これからの共生社会に生きる大人になってほしいという私たちの思いが込められています。

子どもたちを「包み込む」とは

本計画では、基本理念にある「子どもたちを包み込む」ことを下の図のように考えます。子どもたちをまんやかに、学級・学校・地域の3つの層でのそれぞれの取組が相互に関連しながら外側の層が内側の層や子どもたちを抱える(=機能する)ことで、子どもたちは安定した学びの環境で成長していくことができます。



第2節 7つの施策



前ページの図は、7つの施策と関連する具体的な取組について、前節で述べた子どもたちを包み込む、地域環境、学校環境、学級環境の各環境の層との関連を視覚化したものです。この図によって、児童・生徒は、一番身近な環境である学級環境に包み込まれ、学級環境はひとつ外側の学校環境に包まれることで機能し、学校環境はさらに外側の地域環境に包まれることで機能することを表現しています。

＊施策が7つであること・それぞれの施策は明確な境界がなく連続して進めていくというイメージから虹色にしました。それぞれの施策が連続している様を表現し、一つの色が次第に別の色に変わっていくように施策が連続していることを表現しています。

- | | | |
|-----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策1 | 理解啓発の推進 | 特別支援教育等に関する市民向けの理解啓発講座を実施するなど、児童・生徒・保護者を含めた市民全体が、相互に理解を深め互いに尊重し合うことができるよう取り組みます。 |
| 施策2 | 連続性のある多様な学びの場の充実 | 児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、校内委員会等での検討を進め、巡回相談等の相談機能を充実させ、就学や転学相談に引き継げるよう取り組みます。 |
| 施策3 | 学校における合理的配慮提供の推進 | 学校の管理職のリーダーシップの下で、児童・生徒が必要な合理的配慮を受け充実した学校生活を送れるよう取り組みます。 |
| 施策4 | 指導力向上・指導方法の充実 | ユニバーサルデザインを取り入れた学級環境や授業改善等を通して、どの児童・生徒も安心して楽しく学べるよう取り組みます。 |
| 施策5 | 一人ひとりに応じた計画的な指導・支援の実現 | 児童・生徒の支援・指導の基盤となる学校生活支援シート及び個別指導計画を、より効果的に活用できるよう検討を進めます。 |
| 施策6 | 学校と福祉の連携の充実 | 児童・生徒を包み込む学校・相談機関が相互に連携を図り、スクールソーシャルワーカー等によるアウトリーチ型の支援を含め、誰もが安心して相談できる体制となるよう取り組みます。 |
| 施策7 | 交流及び共同学習の充実 | すべての児童・生徒が共に学び合い成長できるよう、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら交流及び共同学習の充実に取り組みます。 |

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第3節 具体的な取組

施策表の見方

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	地域					
	学校	・				
	学級	・				

各施策については、「地域」「学校」「学級」の層での5年間の取組を上記のように表で整理しています。各層では、それぞれの施策に設定した成果指標を達成できるよう具体的な取組を推進します。

「地域」の層では、教育委員会及び市の関係部署が中心となって、令和8年度から令和12年度の間取組内容を整理し、計画的に取り組んでいきます。

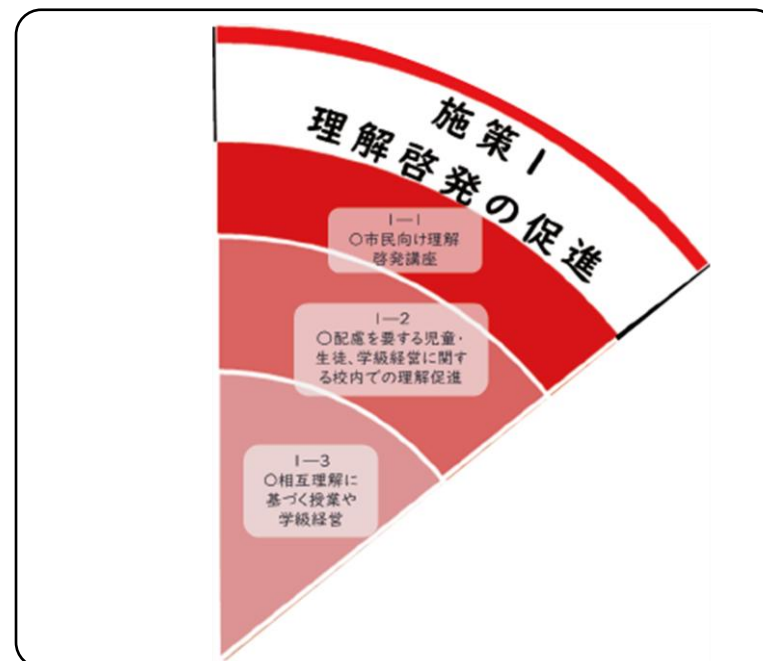
「学校」「学級」の層では、令和8年度から令和12年度までの5年間で、各校、各学級が7つの施策を推進するための取組を実情にあわせて進めていきます。表に記載の取組内容を参考に、どのような取組をどの期間で実施していくのかを各校が計画します。「地域」「学校」「学級」の層の取組の推進状況については、特別支援教育推進委員会において確認します。

施策Ⅰ 理解啓発の推進

これまで本市では、障害福祉課発達支援室が主催する「多摩市発達障害理解啓発講座」において、「ことばの発達に関すること」や、「特別な支援を要する学齢期の児童に関すること」などをテーマに、障がいのある幼児・児童・生徒等への理解啓発等を行ってきました。学校においても、特別支援教室の体験や道徳等の各教科・総合の時間等を用いて障害理解や特別支援教育について児童・生徒が学ぶ機会を設定しています。

第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題及び、実態把握によって明らかになった課題等も踏まえ、引き続き本計画においても、障害の有無に関わらず誰もが共に生きていく社会を実現するため、様々な講座・研修を継続・充実させていくとともに、講座内容等を市立小・中学校とも共有し、学校現場へも講座実施の成果・効果が波及するよう努めます。

また、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと学校種が変わる際に、それまでの支援が引き継がれていくようにするためのツールの活用についても、更に周知を進めます。



成果指標	目標値
アンケートの中で合理的配慮についてよく知っていると感じた保護者の割合	70%

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
I 理解啓発の促進	地域 I-1	配慮を要する児童・生徒への支援や関わり方等に関する市民向け理解啓発講座開催やパンフレット作成(教育センター、子ども・若者政策課、児童青少年課、障害福祉課、発達支援室)				
	学校 I-2	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議や校内研修等を活用し、配慮を要する児童・生徒や学級経営に関する校内での研修や理解啓発・理解促進を行う。 学校だよりや学校ホームページにおいて特別支援学級や特別支援教室の取組を掲載する。 				
	学級 I-3	<ul style="list-style-type: none"> 相互理解に基づく特別活動や道徳等各教科の授業の実施や学級経営に努める。 総合的な学習の時間等で探究課題として福祉の視点を取り上げ、「障害理解」に関して理解を深める。 				

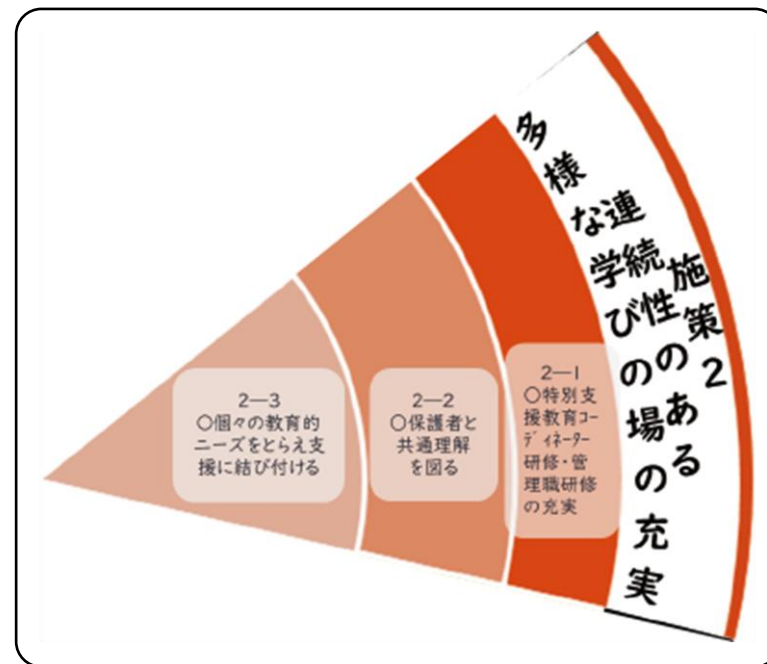
施策 2 連続性のある
多様な学びの場の充実

本市では、これまでも*多摩市特別支援教育マネジメントチーム（以下「特別支援教育マネジメントチーム」という。）が中心となり就学・転学相談を進めてきました。近年、発達障害等の理解・周知が進み、特別な支援・指導を希望する児童・生徒や保護者が増加傾向にあり、就学相談開始時期を早めたりするなど状況に応じて改善を進めてきました。そうした中、本計画では、学校での特別な支援・指導をスムーズに開始できるよう、時代のニーズに応じながら、更なる相談体制の充実に努めていきます。また、相談の中で明らかとなった児童・生徒にとって必要な支援等を就学予定先に引継ぎ、学校内での指導や支援において、学校を支援するための専門家による巡回相談もさらに充実させていきます。

また、相談の流れ等を市内小・中学校へも十分周知し、学校における校内委員会での特別支援教育に関する検討等に生かすことができるようにします。

特別支援学級の整備については、令和8年度に多摩市立聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設となります。

今後も、市内の児童・生徒数の推移やニーズを把握しながら教育的視点をもって検討を続けていきます。



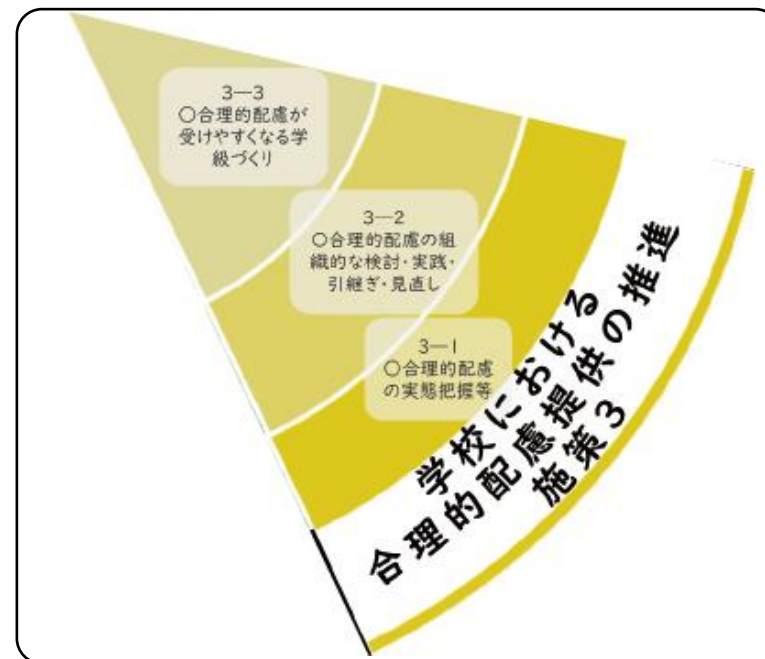
成果指標	目標値
(市)巡回相談の申し込み学校数	全 26 校

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
2 連続性のある多様な 学びの場の充実	地域 2-1	就学相談体制の充実・見直し・改善(教育センター)				
		(都・市)巡回相談の周知・充実(教育センター)				
		特別支援学級の整備等について、今後のニーズの変化を捉えながら検討 (教育センター、学校支援課、教育振興課、教育指導課)				
		特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教育管理職研修の継続と充実 (教育センター、教育指導課)				
	学校 2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室利用についての支援レベルや転学等の検討を校内委員会で確実に行う。 ・教育的ニーズに関して保護者と学校とが共通理解を図る。 ・発達障害を含む障害のある児童・生徒の学びの場について、保護者とともに継続的に検討する。 				
	学級 2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の個々の教育的ニーズを捉え、校内での必要な支援の検討に結びつける。 				

施策3 学校における
合理的配慮提供の推進

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「*障害者差別解消法」）において合理的配慮の提供が求められるようになりました。また、令和3年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化が、令和6年4月1日に施行されました。

こうした背景から、第三次の計画では「合理的配慮」についての学校現場での実態把握が必要と考え、アンケート項目としました。実態把握の中では、児童・生徒・保護者が学校に対して配慮を申し出たことがあるのは全体の半数であり、合理的配慮については周知が十分とは言えない状況でした。さらに、合理的配慮の提供を求める側も提供する側も、決定までのプロセスやその根拠の理解が十分ではない現状があります。本市ではこれまでも全教員に対し合理的配慮等の周知を行ってきたところですが、本計画では、学校における合理的配慮決定のプロセスや根拠等をさらに周知・啓発したり、ガイドライン等を作成したりして、市内の児童・生徒の誰もが充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでいきます。



成果指標	目標値

※成果指標を数値で図ることが難しいため設定しない

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
3 学校における合理的 配慮提供の推進	地域 3-1	学校における合理的配慮に関する実態把握 (教育センター)	学校における合理的配慮に関するプロセスや根拠等の周知・啓発 (教育センター)		学校における合理的配慮提供のガイドライン作成 (教育センター、障害福祉課)	
					合理的配慮決定専門家チーム設置の検討	学校における合理的配慮提供についての助言・支援 (教育センター、障害福祉課)
	学校 3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会を中心とした合理的配慮の組織的な検討・実践・引継ぎ・見直し ・学校内での合理的配慮の共通認識を進める。 				
学級 3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを認め合い支え合う中で、合理的配慮が受けやすくなる学級づくり・授業づくりを行う。 ・組織的に特別支援教室等と教科担任・学級担任が連携を図りながら、合理的配慮を提供する。 					

施策4 指導力向上・指導方法の充実

本市では、これまでも教員の指導力の向上や指導方法の充実のため、東京都立特別支援学校のセンター的機能等を活用した授業相談や、特別支援学級・特別支援教室・難聴・言語障害通級指導学級への研修、講師招へい支援を行い、教員が特別支援教育やユニバーサルデザイン等に関する専門的な助言を受けられるようにしてきました。

ユニバーサルデザインとは、「調整または特別な設計をすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」と定義されています。そのため、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のための手法として様々な分野で取り入れられています。このユニバーサルデザインの視点を授業や学級・学校環境に利用することで、誰にとってもわかりやすい環境が整えられると考えます。各校では校内研究等でユニバーサルデザインの手法を用いた授業づくりなどをテーマに取り組んでいる実態もあります。

本計画でもこれらの支援を継続・充実させることで、全ての小・中学校、教員にその効果を波及させ、全ての教員の特別支援教育の視点を踏まえた指導力の向上や指導方法の充実を図り、全ての児童・生徒誰もが安心して学習に取り組むことができるようにしていきます。



成果指標	目標値
授業相談・講師招へい申し込み学校数	全 26 校

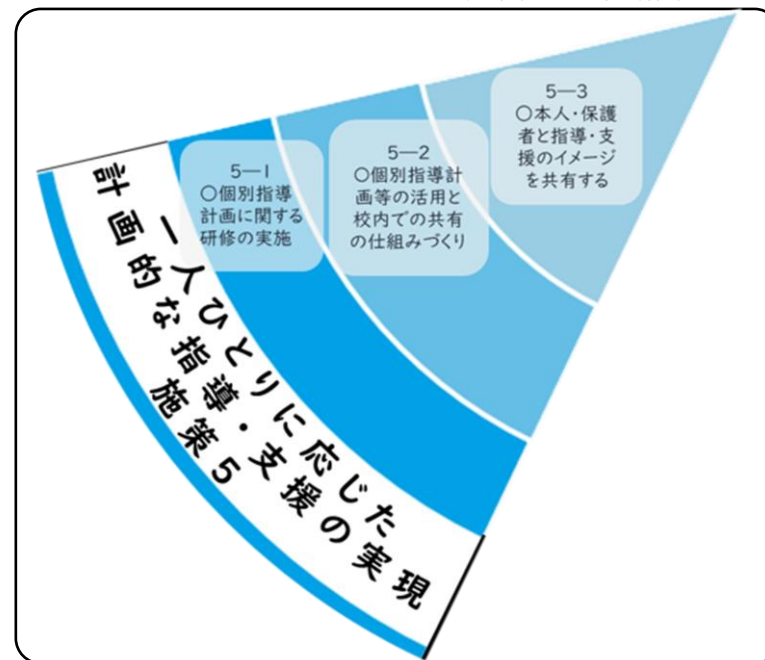
施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
4 指導力の向上・指導方法の充実	地域 4-1	特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育の専門家等を活用した授業相談の充実 (教育センター)				
		学校での特別支援教育に関する研修講師招への支援(教育センター)				
		特別支援教育に関する専門性向上に関する研修の充実(教育センター、教育指導課)				
		特別支援教育や授業のユニバーサルデザインに関する校内研修等への助言・支援(教育センター)				
		学校における授業のユニバーサルデザインの好事例の収集・提供 (教育センター)	学校における授業のユニバーサルデザインのスタンダードの作成・提示 (教育センター)			
学校 4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育や授業のユニバーサルデザイン等をテーマにした校内研修や授業研究を実施する。 ・授業相談や特別支援教育に関するテーマで実施する研修の講師招へい支援を活用し、指導力向上に向けた取組の充実を図る。 					
学級 4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの手法に基づく環境整備や授業改善に取り組む。 ・全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、特別支援学級や特別支援教室担当の教員に指導や支援の方法等について相談し、授業改善等に生かす。 					

施策5

一人ひとりに応じた
計画的な指導・支援の実現

本市では、特別支援学級・特別支援教室・難聴・言語障害通級指導学級の児童・生徒の学校生活支援シートと個別指導計画を全校で作成しています。実態把握の中では、個別指導計画のアンケート項目において、特別支援教室での支援方法を在籍学級で生かされることを望む声が多くありました。また、個別指導計画作成にあたって「児童・生徒の意見が入っていない・わからない」実態もありました。

そのため、本計画では、個別指導計画の内容を児童・生徒一人ひとりに応じたものにするるとともに、学校生活支援シートや個別指導計画に児童・生徒本人の思いや願いが反映されるようにすること、継続的に検討・見直しを行うこと、特別支援学級と在籍学級との日々の連携や進級・進学時に確実に引き継がれること等、学校生活支援シートや個別指導計画、また支援継続ツールなどを日々の支援・指導においてより一層活用していくことで、児童・生徒・保護者との教育的ニーズの共有を図っていくことを目指します。

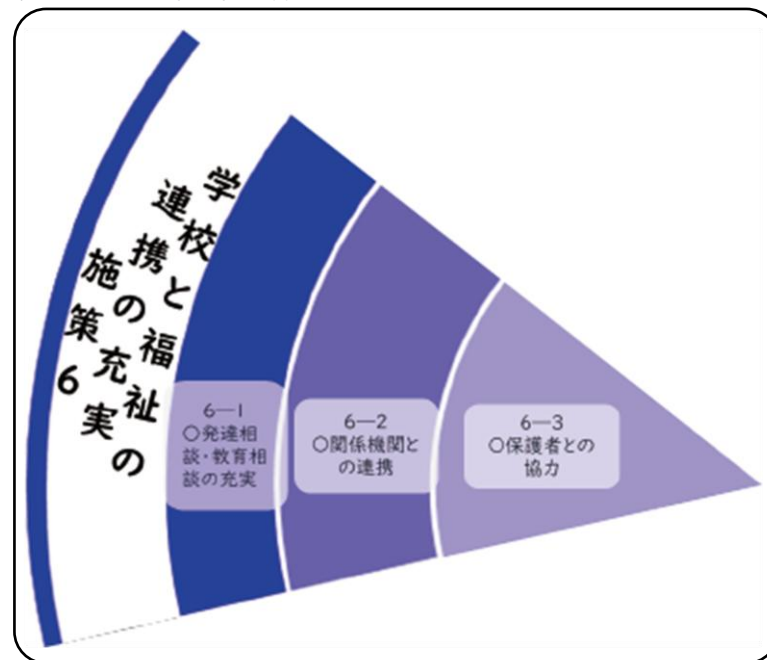


成果指標	目標値
アンケートの中で、個別指導計画に児童・生徒の意見が入っていると答えた保護者の割合	80%以上

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
5 一人ひとりに応じた 計画的な指導・支援の 実現	地域 5-1	特別支援学級設置校のネットワーク構築 (教育センター) (7に再掲)				
	学校生活支援シート・個別指導計画の内容や活用の好事 例の収集と学校への共有 (教育センター)			学校生活支援シート・個別指導計画 の好事例の整理・見直し (教育センター)		
	初めて特別支援学級等を担当する教員研修等で、個別指導計画作成等に関する研修の充実・継続 (教育センター)					
学校 5-2	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒や保護者の意見を反映させた学校生活支援シート・個別指導計画の作成と定期的な見直しを進める。 ・校内委員会等様々な場で個別指導計画等を活用し、支援方法を校内で共有する仕組みを検討する。 ・校内委員会や校内研修を通じて好事例を共有し、児童・生徒に応じた指導・支援に生かす。 					
学級 5-3	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に教員同士で連携を図り、個に応じた指導・支援を実践する。 ・学校生活支援シート、個別指導計画について、本人・保護者と成長を確認し、指導・支援のイメージを共有する。 ・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校生活支援シート・個別指導計画を作成する。 					

施策6 学校と福祉の連携の充実

本市では、「発達・教育初回相談窓口」の設置をはじめ、教育と福祉の連携による一体的な相談体制の構築を進めてきました。このことにより、相談者にとってわかりやすい窓口となり、スムーズに適切な相談機関につなげられるよう取り組んでいます。また、地域には様々な相談機関や子どもたちの居場所があり、それぞれの相談機関がお互いの相談機能や役割を把握・共有し、有機的につながる事が重要だと考えます。児童・生徒や保護者の抱える課題解決のために、学校においては、教員やスクールカウンセラー等が児童・生徒の困り感を適時に把握し、必要に応じて相談機関等の地域資源へつなげ、他方相談機関等においては相互に連携を図りながら適切な相談対応を行っていきけるよう、今後も、学校と相談機関等の連携を推進します。教育と福祉の連携を強化することで、児童・生徒や保護者等への相談支援を充実させ、児童・生徒がのびのびと学校生活を送れるよう努めます。



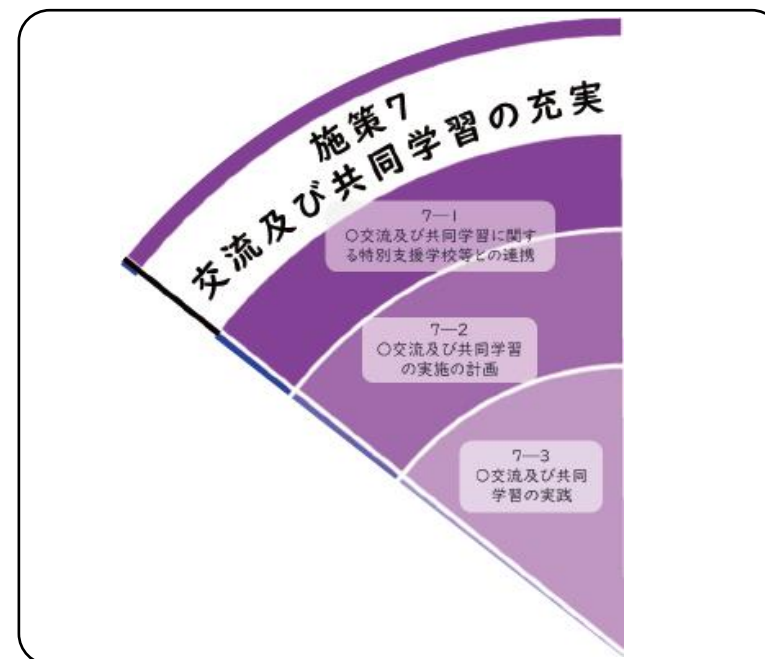
成果指標	目標値
教育センターへの相談全体のうち、他機関との連携ができている件数の割合	100%

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
6 学校と福祉の連携の 充実	地域 6-1	教育と福祉の連携(教育部、関連部)				
		発達相談・教育相談の充実(教育センター、障害福祉課)				
		「発達・教育初回相談窓口」の充実・パンフレット等による周知(教育センター、障害福祉課)				
		*スクールソーシャルワーカー派遣の充実(教育センター)				
		*就学支援シートの配布、活用の促進(教育センター)				
		相談支援に関する研修会の実施(教育センター)				
	学校 6-2	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関等との連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターを活用し校内での教育相談の充実を進める ・*スクールカウンセラー、*スクールソーシャルワーカーの校内委員会への出席などで活用する ・就学支援シートを活用し、入学前に保護者と面談を実施するなど支援の引継ぎを行う。 				
	学級 6-3	<ul style="list-style-type: none"> ・校内での情報共有と支援方針を明確にするための校内委員会の活用 ・学校生活支援シート等を活用して保護者と協力しながら、関係機関との連携を進める 				

施策7 交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習は、障害の有無に関わらず、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ有意義な機会であり、共生社会の実現のためにはなくてはならない取組です。これまでも特別支援学級設置校では、学校の実情に合わせて取り組んできました。交流及び共同学習を実践することで、児童・生徒間でのコミュニケーションの活発化など、お互いを知る機会が増えることでの好影響が図られます。

また、広く特別支援学校と地域の学校との交流といった取組もあります。特に多摩市は市内に都立特別支援学校があり、児童・生徒同士の直接交流や、特別支援学校のセンター的機能等を活用した取組においても、協力体制を構築しやすい環境にあります。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる好事例の収集・提供・活用等を行うことで、校長のリーダーシップの下で行われる交流及び共同学習の取組がより充実するよう努めます。

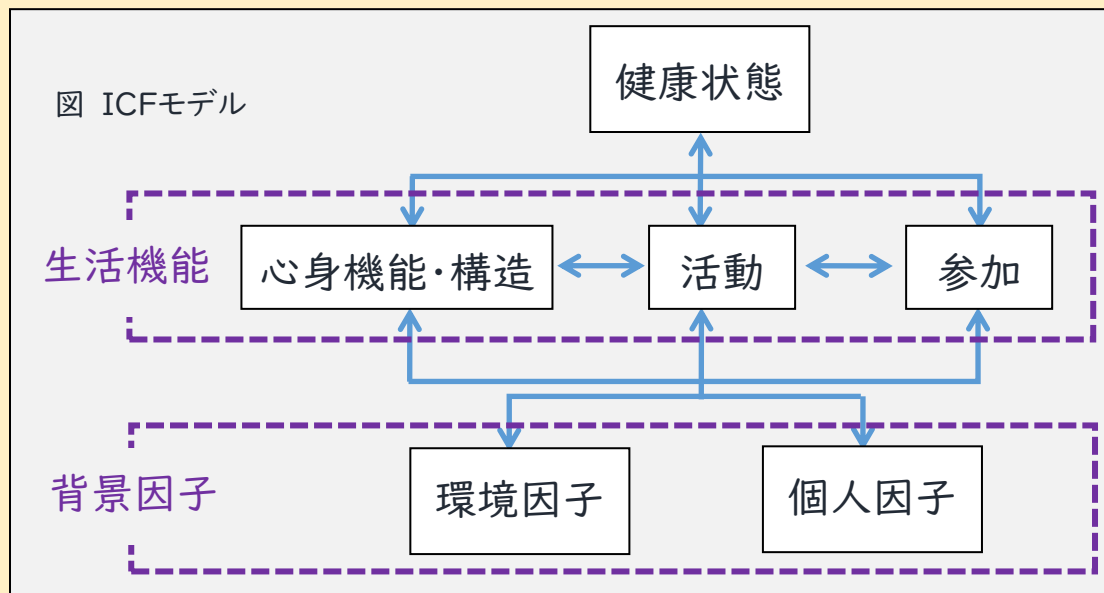


成果指標	目標値
校内での見学・体験会の実施校数	13校

施策	実施主体	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
7 交流及び共同学習の 充実	地域 7-1	東京都立特別支援学校等と連携した、交流及び共同学習の好事例の収集・周知・助言 (教育センター)				
		特別支援学級設置校のネットワーク構築 (教育センター) (再掲)				
	学校 7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習を推進するための部署を校務分掌等に位置付ける。 ・交流及び共同学習を教育課程に位置付ける。 ・交流及び共同学習の実施を計画する。 ・校内での見学・体験会の実施・充実 ・副籍交流を希望する特別支援学校在籍児童・生徒を学校全体で受け入れる。 				
学級 7-3	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習を実践する ・副籍交流を希望する児童・生徒が在籍する特別支援学校の担任等と十分に打ち合わせを行い、交流を実施する。 					

コラム④ ICF(国際生活機能分類)モデル(2001年)及びICF-CY(児童版)モデル(2007年)とは

ICFモデルは、人間の生活機能と障害に関する国際的な分類で、WHO(世界保健機関)によって採択されました。このモデル以前の、障害が個人に属するものという考え方や、障害が物理的・人的環境によって作り出されるという考え方を統合し、個人の生活機能と周囲の環境とが相互に与える影響を中心に考え、健康というものを多面的・包括的にとらえようとする考え方です。このICFモデルの児童版であるICF-CYモデル



ルでは、例えば、多様な障害のある児童・生徒が学校生活を送るために、教室内の物理的な環境を調整したり、教員や児童・生徒同士の相互理解を深めたりすることで、周囲の環境の変化のみならず、児童・生徒自身の成長も期待できると考えます。多摩市では、これまで行ってきた特別支援教育を推進する取組と同様、本計画においても基本理念をはじめ、あらゆる取組の中で、この考え方を取り入れています。

【参考】

「国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—」(日本語版)の厚生労働省ホームページ掲載について|厚生労働省

第5章

他機関との連携

第1節 副籍制度

*副籍制度とは

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにすることが大切であることから、東京都教育委員会で、平成19年度から導入している制度です。

(1) 多摩市の副籍制度について

令和6年度実績で、市内小・中学校で副籍交流を利用した人数及び副籍の種類、主な交流内容については以下のとおりです。

副籍種類	小学校	中学校	主な交流内容
直接交流	21人	7人	展覧会、作品展示、運動会、お楽しみ会、合唱祭鑑賞、スポーツ交流、授業への参加 など
間接交流	4人	3人	自己紹介カードの活用、学校（学年）便りの交換、展覧会への作品展示 など
合計	25人	10人	

(2) 副籍制度の目指すもの

副籍制度が目指すのは、共生社会の実現です。
誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、
人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。



★ 職場では
障がいのある人と障がいのない人が協力し、ともに生き生きと働いている。

★ 公共交通機関では
障がいのある人やお年寄り等に自然と席を譲る場面が見られる。

★ 地域の行事では
障がいのある子どもも、地域の一員として参加でき、障がいのない人々とともに楽しむことができる。

★ 街の中では
障がいのある人が気軽に外出でき、人々が気軽に挨拶し合い、声を掛け合い、自然に手を差し伸べる様子が見られる。



★ 学校では
障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ場面がある。
【交流及び共同学習の推進】

★ 公園では
障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に遊んでいる。

★ 家庭(家族)同士では
障がいのある子どもを育てる家庭と近隣家庭との日常的な交流があり、必要ときに支援を求める(手助けをする)ことができる。
大規模災害の発生時等には、お互いに助け合うことができる。



参考:副籍ガイドブック(改訂版)令和6年2月発行 東京都教育委員会

第2節 医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応

(1) 医療的ケアとは

「*医療的ケア」とは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を指します。なお、医療機関での病気治療のための入院や通院で行われる医療行為は含まないとされています。

(2) 医療的ケアの現状と課題

多摩市では、「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」を令和元年度に設置しました。また、「多摩市障がい者（児）福祉計画」の中で医療的ケア児（者）に対する支援体制の構築を掲げ、今後、医療的ケア児（者）に対して関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和8年度までに配置するとしています。

教育現場である小・中学校で行う医療的ケアは、医師の指示に基づいて日常的に継続して保護者が家庭で行っている行為で、児童等の主治医が学校において行われることに支障がないと認めたものとし、主治医の指示書に基づき、安全性を十分に考慮した上で実施するものとされています。

現在、本市では医療的ケア児に対し、看護師を在籍校へ派遣して医療的ケアを実施しています。

今後は、医療的ケアに係るガイドラインの策定について組織的に検討し、多摩市立小・中学校に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示していく必要があります。

第5章 他機関との連携

(3) 医療的ケアの実施体制の整備

- ①教育委員会による学校現場での医療的ケアに係るガイドライン等の策定について検討します。
- ②医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。
- ③将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず、地域生活における活動及び卒業後の生活の充実に向けて、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート等に反映させるなど、関係部署との連携の充実を図ります。

(4) 関係機関等との連携

- ①就学後、必要な医療的ケアが市立小中学校において適切に実施されるよう、特別支援学校のセンター的機能と連携します。
- ②多摩市医療的ケア児(者)連携推進協議会の事務局である障害福祉課や、多摩市認可保育所等医療的ケア児受入れガイドラインを作成している子ども・若者政策課との情報共有を図ります。

コラム⑤

副籍、地域との交流～特別支援学校との連携・交流～

【東京都立多摩桜の丘学園発行のお便りWith Youより】

副籍【直接交流の紹介】

交流の実施にあたり、まずは、児童・生徒本人や保護者、地域指定校の教員、都立特別支援学校の教員が集まり、好きなことや得意なこと等の情報を共有したり、交流する教室を見学したりしながら、どのような交流ができるか検討します。音楽の授業に参加して一緒に歌ったり踊ったり、運動会に参加して実際に種目に出て交流したりする児童・生徒もいます。どのような交流ができるのか、児童・生徒の実態や希望に応じて内容をオーダーメイドすることが直接交流を充実させる上でも大切な視点です。

★☆直接交流を行った児童・生徒の保護者の声☆★

自己紹介をした後に「なんでもバスケット」というゲームをしました。ルールが分からなくて戸惑ってしまうかな?と思いましたが、周りのお友達が優しくフォローをしてくれて最後まで参加できて本人も嬉しそうでした。

地域との交流【学校間交流の紹介】

令和7年度は小・中学校合わせて4校が、都立多摩桜の丘学園と学校間交流を実施しました。

学校間交流を実施するにあたり、都立多摩桜の丘学園のコーディネーターが各交流校で、障がいのある児童・生徒への理解を図るために、理解推進授業を行います。多摩桜の丘学園の施設や授業の様子等の紹介を通して、多摩桜の丘学園がぐっと身近に感じられるようになります。授業を受けた児童・生徒からは「多摩桜の丘学園の友達に会うのが楽しみ!」といった感想も聞かれます。事前の学習を通して子どもたちの交流への期待感が高まります。



資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画の取り組みと評価(詳細)

達成評価の指標について

- 『A』…達成済み又は計画期間に予定通り達成予定
- 『B』…進捗に遅れはあるが、計画期間内には、概ね目標を達成する見込み
- 『C』…進捗が遅れており、計画期間内に目標まで達しない見込み
- 『D』…進捗が大幅に遅れている、又は未着手

方向性I

個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

① 校内委員会の活用

取組項目				
校内委員会を活用した、組織的な特別支援教育の実践方法に関する取り組み				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○効果的な取り組みを行っている小・中学校の校内委員会の活用法を共有 ○検証と見直し	令和3～7年度	○特別支援教育に関わる情報収集・発信、関係機関との更なる連携の充実、校内委員会を中心とした教職員の専門性の向上に資する取り組みを進めた。 ○校内委員会の構成メンバーを工夫し、様々な立場からの意見を基に、児童の支援等について考えていった。	○令和3年度から毎年度特別支援教育コーディネーター研修において、校内委員会の活用方法・情報共有・運営方法の検討・模擬校内委員会などのテーマで実施した。 ○特別支援教室担当教員連絡会における、校内委員会の開催方法等に関する情報共有の機会を設定した。	B

② 個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用

取組項目				
多摩市共通の「学校生活支援シート」の作成				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○シート作成 ○活用 ○検証と見直し ○作成率100% 	令和 3~7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○作成された「学校生活支援シート」の校内での共有方法を検討した。 ○特別支援学級・特別支援教室での確実な作成はできた。 ○指導期間の中での指導目標の達成を目指し、焦点化した指導計画の作成に努めた。 ○記載した事項のアップデートの確認が今後必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○記載内容の充実のための個別指導計画・学校生活支援シートの作成に関する研修を実施した。 ○特別支援教室担当教員連絡会において、個別指導計画・学校生活支援シートの実際の作成や活用方法に関する共有・協議の機会を設定した。 ○様式の統一よりも、記載内容の充実や実際に活用することの方が重要であるとの考えから、特にロールプレイを導入した研修も実施した。 	B
取組項目				
知的障害特別支援学級共通の「個別指導計画」の検討委員会の実施・共通様式の活用				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○共通様式の検討準備 ○活用 ○検証と見直し ○取り組みの継続・改善事項の実践 	令和 3~7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒のニーズを的確に捉えながら、適切な指導と必要な支援が盛り込まれた計画の作成を進めた。また、児童・生徒の発達の段階や学習状況を踏まえた個別の目標と指導内容を関連づけて作成に努めた。 ○個別の目標及び生活支援シートと関連した個別指導計画の作成に努め、研修会等で情報共有を行った。 ○自閉症・情緒障害特別支援学級、知的障害特別支援学級ともに、共通の様式ではなく各校の様式ではあるが、確実に作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○記載内容の充実のための個別指導計画・学校生活支援シートの作成に関する研修を実施した。 ○特別支援教室担当教員連絡会において、個別指導計画・学校生活支援シートの実際の作成や活用方法に関する共有・協議の機会の設定及び各校の取組状況に関する情報収集を行った。 ○個別の目標及び学校生活支援シートと関連した個別指導計画の作成のため、研修会を実施した。 ○共通様式は作成しなかったが、各校の様式で 	B

資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

			<p>確実に作成できることを目指し、特別支援教育担当教員連絡会などでの研修を実施した。</p> <p>○個別指導計画を活用した指導と評価の一体化（評価を次の目標に生かす）は今後の課題と認識している。</p>	
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

③ 特別支援教育実践事例集の作成

取組項目				
特別支援教育実践事例集作成委員会の実施及び実践事例集の作成				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<p>○各分科会で検討</p> <p>○事例集作成・編集、各学校へ配布</p> <p>○活用状況の確認・評価・検証</p>	<p>令和 3～7年度</p>	<p>○実践の共有を行う必要がある。</p> <p>○参加した研修の中での情報共有や、特別支援教室担当者、特別支援教育コーディネーターを中心に、実践を検討するなどを行っている。</p>	<p>○特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教室担当教員連絡会における、各校の実践に関する情報共有の機会の設定及び情報収集を行った。</p> <p>○実践事例集の作成は必要かと考えるが、現場での有効活用を考慮するとまずは実践を共有する機会が必要と判断し、特別支援教室担当教員連絡会や、特別支援教育に関する研修会等における、各校の実践に関する情報交換の記録を共通様式等にまとめることで、多摩市の地域性を生かした実践の共有を図った。</p> <p>○実践事例集の作成は行っていない。</p>	<p>C</p>

方向性2

教員の専門性を更に高め、児童・生徒に必要な資質・能力の育成を進めます。

取組項目				
派遣相談の充実				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○各校のニーズに基づく実施と検証 ○派遣相談の仕組みに関する検証と見直し ○継続・改善 	令和3～7年度	○派遣相談をより効果的で大きな成果を得るためにも、派遣相談に何を求めるのか、何を必要としているのかをより明確に・具体的に要望したい。	<ul style="list-style-type: none"> ○学校からの要望に応じて、実施時期、実施内容について柔軟に対応する。 ○学校からの相談に応じて、授業相談の活用を提案し、実際に実施した。 ○管理職や特別支援教育コーディネーターが同席の場で、派遣相談での内容をフィードバックする仕組みを継続し、専門家の助言等を学校全体で共有するように働きかけた。 	B
取組項目				
中学校特別支援教室導入直後の校内委員会の充実に生かす派遣相談				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○派遣相談の実施 ○結果の検証 ○取り組みの改善事項の実践 	令和3～7年度	○学びの連続性を踏まえながら、指導や支援の在り方等について小中学校が情報を共有したり、実践事例を共有・検討したり、共に学び研修する機会を設けることが重要であり、機会あるごとに校内でも共有するように努めた。	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の拠点校へ、継続してスーパーバイザーを派遣する。 ○派遣相談実績について検証を行うことは必要。 ○小・中学校の拠点ごとに講師を派遣し、拠点校ごとの課題に対応できるようにした。 	B

資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

取組項目				
学校用PCへの「ユニバーサルデザインフォント」導入				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○機器の更新に合わせて導入	令和 3～7年度	○学校PCに導入されたユニバーサルデザインフォントの活用を進めた。	○令和4年度の機器更新に合わせた導入の準備を行った。 ○機器更新により導入した。	A
取組項目				
学習障害の児童・生徒に対する指導・支援方法に特化した研修の実施				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○研修会や実践校授業参観を通じた成果の共有 ○見直しと改善事項の実践	令和 3～7年度	○自校の特別支援教育の教員研修の内容を、校内で活用できるシステムを整備していく必要があると考える。 ○保護者へのアドバイスや保護者の協力も含めた指導方法の研修が必要であり、積極的に参加した。 ○管理職向けの研修に参加し、得られた内容を校内の教員へ還元できるように検討した。	○管理職研修において学習障害に特化した研修を継続して実施した。 ○学習障害に特化した研修の受講対象者の選定及び受講方法の検討を行い管理職だけでなく対象へ、知識の周知を図った。 ○研修の対象者選定の工夫だけでなく、研修に参加した内容について、校内で還元できるようなしくみの研修の在り方としてオンデマンド形式などの取組も行った。	B

方向性3

「共生社会の実現」に向け、行政・学校・保護者・関係機関の連携の強化を進めます。

① 特別支援教育マネジメントチーム

取組項目				
学校への助言・支援業務				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○相談員・所員の助言・支援方法に関する検討 ○実施の継続・改善	令和 3～7年度	○子ども家庭支援センターや児童相談所と特別支援教育マネジメントチームの間で、円滑に情報共有できるように学校としても連携を行った。	○学校への助言等については、巡回相談や授業相談などの事業を通じて、具体的な対応方法などを専門家等からアドバイスすることによって学級及び学校運営が円滑になるように支援した。 ○就学支援委員会での審議結果と異なる学級種別へ就学した児童・生徒へのフォローアップ相談を整理し充実させた。	B
取組項目				
【就学相談】相談件数増加への対応				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○相談体制の充実（専門機能・人的充実） ○検証・見直し	令和 3～7年度	○相談件数増加に対応できるよう、学級担任と保護者の連携を一層円滑にし、早期相談につなげていくように、校内委員会を活用し、早期に教育的ニーズを見出し、保護者との共通理解を図ることに努めた。	○相談件数については、取り組み当初から横ばいになってきているが、新人の心理相談員も複数名配置され、所内でのスキルアップに努めた。 ○業務の見直しを行うとともに、業務の効率化として、受付体制にwebフォームを導入するなどDXの推進も実施した。	A

資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

取組項目				
【転学相談】フォローアップ相談の充実				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○方法の検討 ○検証・見直し ○取り組みの継続・改善	令和 3～7年度	○フォローアップ相談を活用し、円滑な転学相談につなげていくよう、校内委員会の活用と保護者との共通理解を進めた。	○転学相談は引き続き実施しつつ、フォローアップ相談対象の見直しを実施。フォローアップ相談を2年以上継続する対象については、「発達・教育初回相談窓口」につなぐ流れを作り、教育相談室等での継続的な相談を勧めた。	A
取組項目				
特別支援教室の利用・終了判定の充実				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○判定会の効率化の検討と実施・検証 ○取り組みの改善事項 ○検証・見直し	令和 3～7年度	○教育的ニーズに応じた、より具体的に現実的な個別目標の設定による個別指導計画と学校生活支援シートにより、支援方針が保護者と共有できるように努めた。	○運営指針に基づき、指導延長・退室のための判定会の運営ができ、また学校と共有しながら進められるように、毎年指針の更新を行った。 ○複数年度にまたがって、教室利用の延長をしている児童・生徒について、判定会の中で丁寧な審議を行い、審議内容について付帯事項をつけて学校へ還元する仕組みとした。	B

② 特別支援教育の啓発活動の充実

取組項目				
特別支援教育推進のための普及・啓発活動				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
○計画周知に合わせ実施 ○取り組みの改善実施	令和 3～7年度	○学校において、特別支援教室の見学・体験などを児童・生徒にってもらうことで相互理解を進める取組をしている学校もある。 ○保護者会等で特別支援教室に対する周知などを実施している。	○教育支援フォーラムにおいて、第二次特別支援教育推進計画に基づく、取組を広く市民に周知した。 ○計画に基づく事業の実施を常に念頭に事業計画・実施を行った。	A

③ 保健・福祉部門等との連携の強化

取組項目				
発達支援室と教育センターの初回相談窓口の統合による連携強化				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○初回相談窓口統合による連携実施 ○検証・見直し ○取り組みの改善・実施 	令和3～7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○発達・教育初回相談窓口として相談の入り口が一本化されたことで、保護者等へ案内・周知をしやすくなり、積極的に相談を進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談室・特別支援教育マネジメントチーム・スクールソーシャルワーカー・発達支援室で適切な相談・支援について検討を行い対応した。 ○webフォームでの受付を開始後、webでの申込みも伸びてきている。市民にとって活用しやすい相談として改善できた。 	A
取組項目				
特別支援と福祉制度等の情報がわかるハンドブックの作成・活用				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○検討 ○作成・活用 ○更新しながら活用 	令和3～7年度		<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援課で発行している「多摩市子ども子育てサービスガイド」の中に、就学相談・転学相談の案内は掲載している。また、福祉制度等の掲載も充実していることから、新たに作成するのではなく、子育て支援課と連携をし、この冊子を広く周知していく方が有効と考え、周知を行った。 ○発達・教育初回相談窓口のパンフレットは更新し、webフォームで申込みできる二次元コードも貼付した。 	B

資料 第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

④ 支援継続ツールについての検討

取組項目				
支援継続ツールについての検討				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○活用の把握 ○電子化を含めた検討・改善 	令和 3～7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な支援継続の資料が届くが、情報を整理しつつ、スムーズな学校生活へ向けての指導に生かしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援継続ツール(*就学支援シート、学校生活支援シート、相談支援ファイル)の作成について継続し、活用の促進に向けた方策の検討は今後も行う。 ○電子化については、市の個人情報の取り扱いやセキュリティルール上、電子化・システム化は難しいことが確認できた。 	B

方向性4

特別支援教育推進のための環境整備について検討を進めます。

① 中学校特別支援教室の運用に関する検討

取組項目				
中学校特別支援教室の運用に関する検討委員会の開催				
取組内容	取組年度	学校の取組	教育委員会の取組	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○運用上用の把握 ○改善の検討 ○改善策実施 ○成果と課題検証 	令和 3～7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校の垣根を越えて、特別支援教室担当者同士の情報共有や、ケース検討や研修会の実施等の場に参加し、情報を校内でも共有できるように努めた。 ○特別支援教育コーディネーターを中心に学校での取組の検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指針に基づく実施状況を確認し、運営指針の周知・徹底を図った。また指針は毎年更新した。 ○小中学校特別支援教室担当教員連絡会において、各校の取組に関する情報共有の機会を設定し、スキル向上を図った。 	B

② 小・中学校特別支援学級の整備に関して

多摩市内の特別支援学級の設置数

		学級種別	令和元年度 現在	令和7年度※
特別 支援 学級	知的障害学級 (固定学級)	小学校	3校	3校
		中学校	3校	3校
	自閉症・情緒障害学級 (固定学級)	小学校	4校	4校
		中学校	2校	2校
	難聴通級指導学級・ 言語障害通級指導学級	小学校	2校	2校

※今後のニーズの変化に応じて設置校数を検討

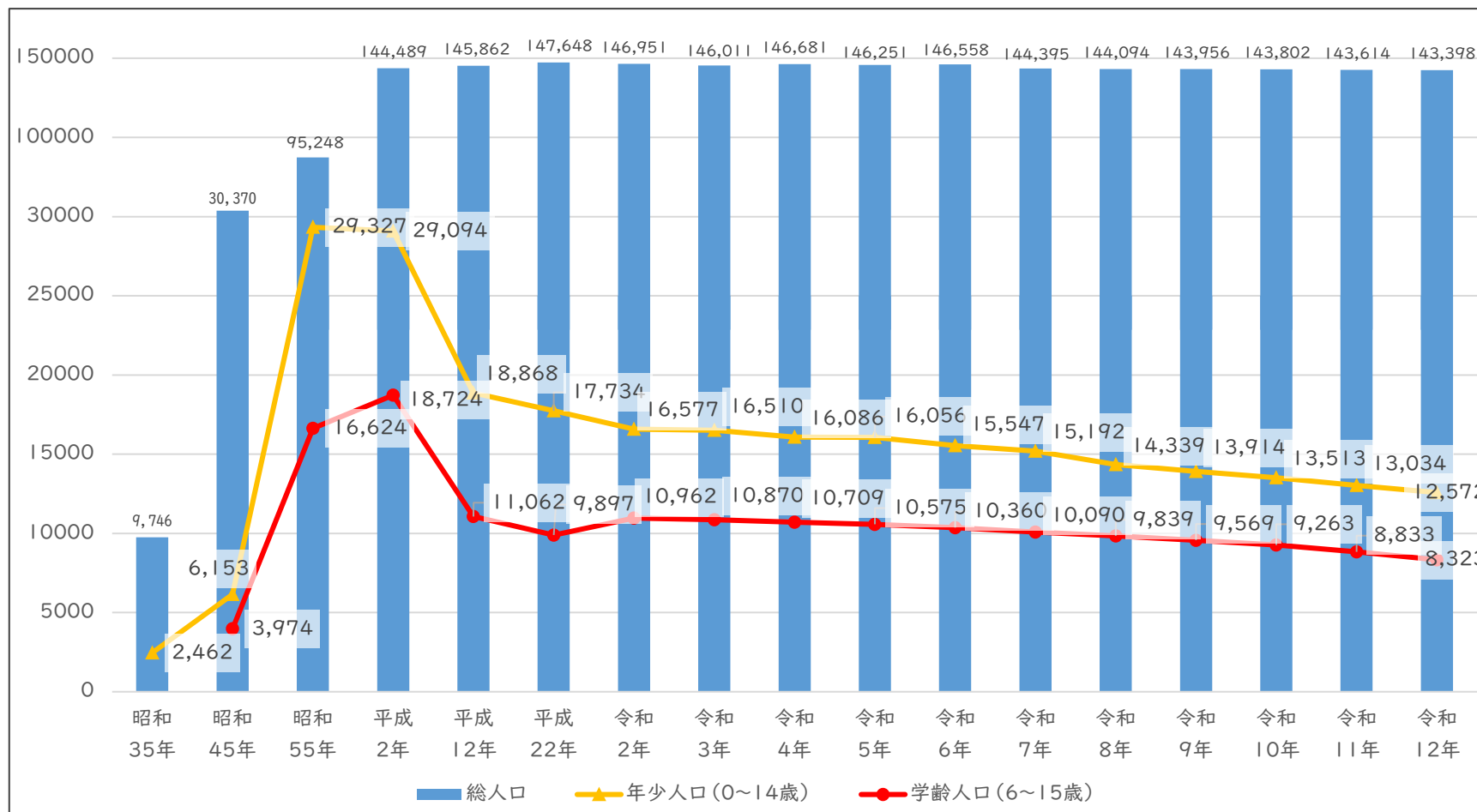
※情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に制度変更となり、多摩市では平成29年度から小学校の全校に特別支援教室を設置。中学校については、令和3年度から全校に設置。

○自閉症・情緒障害学級での学びに対する教育的ニーズが高まり、令和8年4月、聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害学級を設置することとなりました。

○特別支援学級への入級者数、全児童・生徒に対する入級者の割合は増加傾向にありますが、現在の学級人数の状況を見ながら、特別支援学級の整備について引き続き検討を行っていきます。

資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

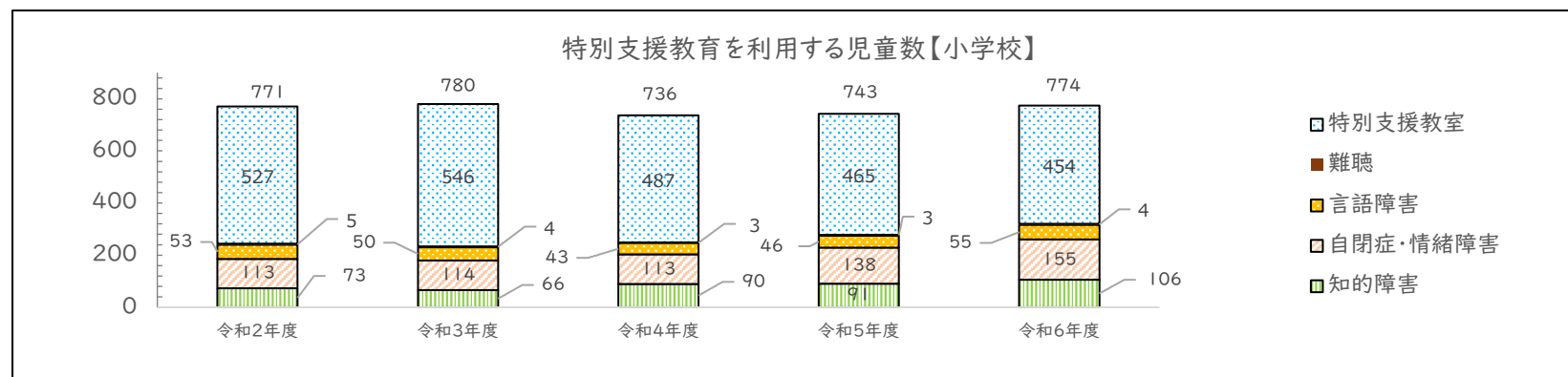
(1) 多摩市の人口推移



(2) 多摩市における特別支援学級の状況(令和2年度～令和6年度)

【小学校】*各年度とも5月1日現在

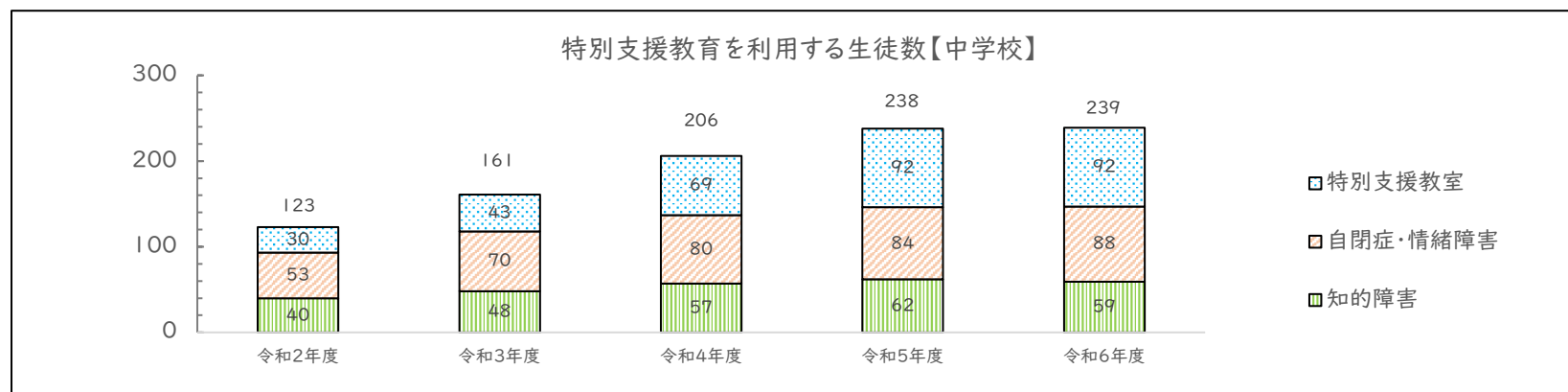
障害種別		項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
固定制	知的障害	設置校数	3	3	3	3	3	
		学級数	11	10	12	13	14	
		人数	73	66	90	91	106	
	自閉症・ 情緒障害	設置校数	4	4	4	4	4	
		学級数	16	16	16	19	21	
		人数	113	114	113	138	155	
通級制	言語障害	設置校数	1	1	1	1	1	
		学級数	3	3	3	3	3	
		人数	53	50	43	46	55	
	難聴	設置校数	1	1	1	1	1	
		学級数	1	1	1	1	1	
		人数	5	4	3	3	4	
	特別支援 教室	拠点校数	16	16	8	8	8	
		人数	527	546	487	465	454	
	児童合計数			771	780	736	743	774



資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

【中学校】*各年度とも5月1日現在

障害種別		項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定制	知的障害	設置校数	3	3	3	3	3
		学級数	7	7	8	10	8
		人数	40	48	57	62	59
	自閉症・ 情緒障害	設置校数	2	2	2	2	2
		学級数	8	9	11	11	12
		人数	53	70	80	84	88
通級制	特別支援 教室	拠点校数	1	1	1	1	1
		人数	30	43	69	92	92
生徒合計数			123	161	206	238	239



(3) 東京都における特別支援学級在籍者・利用者の推計(令和8年度～令和16年度)

【小学校】

障害種別		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
固定制	知的障害	9,091	9,389	9,482	9,452	9,366	9,204	9,004	8,809	8,614
	自閉症・情緒障害	1,591	1,605	1,621	1,627	1,629	1,618	1,592	1,544	1,493
	小計	10,682	10,994	11,103	11,079	10,995	10,822	10,596	10,353	10,107
通級制	言語障害	3,545	3,439	3,325	3,201	3,075	2,962	2,871	2,814	2,761
	難聴	302	293	283	273	262	252	245	240	235
	特別支援教室	28,160	29,507	30,692	31,333	31,383	31,022	30,384	29,693	29,087
	小計	32,007	33,239	34,300	34,807	34,720	34,236	33,500	32,747	32,083
合計		42,689	44,233	45,403	45,886	45,715	45,058	44,096	43,100	42,190

【中学校】

障害種別		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
固定制	知的障害	4,840	4,999	5,352	5,759	6,071	6,191	6,247	6,276	6,250
	自閉症・情緒障害	684	696	706	708	698	678	654	623	599
	小計	5,524	5,695	6,058	6,467	6,769	6,869	6,901	6,899	6,849
通級制	特別支援教室	7,275	7,313	7,526	7,770	8,256	8,794	9,228	9,472	9,578
	小計	7,275	7,313	7,526	7,770	8,256	8,794	9,228	9,472	9,578
合計		12,799	13,008	13,584	14,237	15,025	15,663	16,129	16,371	16,427

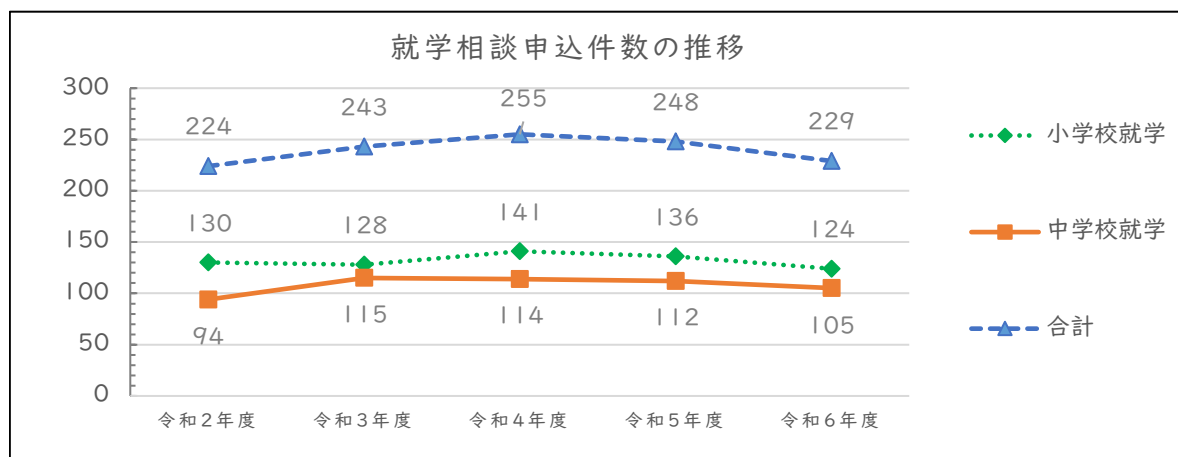
※ 固定制:特別支援学級

※ 通級制:特別支援教室、難聴・言語障害通級指導学級

資料 特別支援教育に関する多摩市の状況など

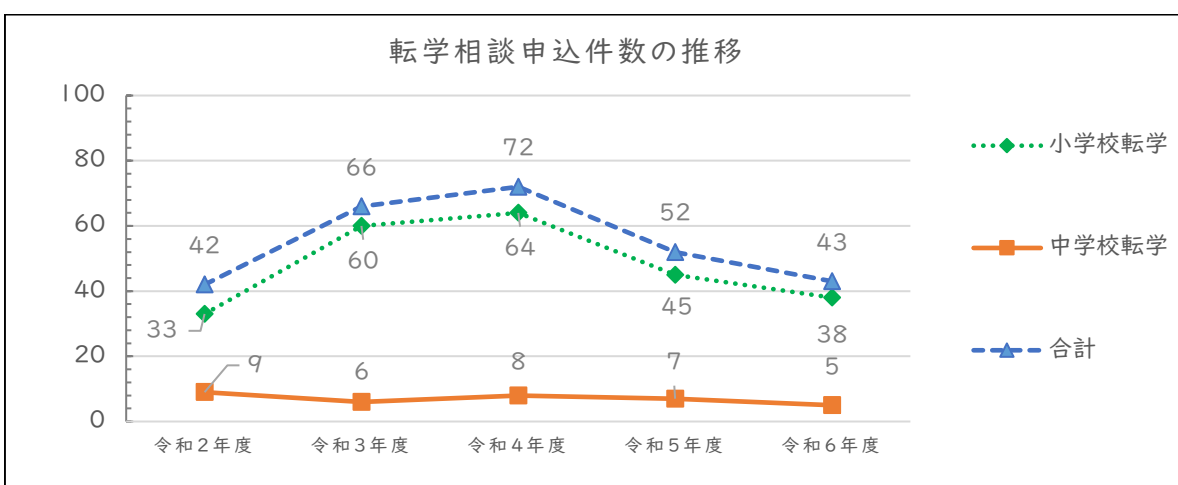
(4) 就学相談申込件数の推移(令和2年度～令和6年度)

年度	小学校 就学	中学校 就学	合計
令和2年度	130	94	224
令和3年度	128	115	243
令和4年度	141	114	255
令和5年度	136	112	248
令和6年度	124	105	229



(5) 転学相談申込件数の推移(令和2年度～令和6年度)

年度	小学校 転学	中学校 転学	合計
令和2年度	33	9	42
令和3年度	60	6	66
令和4年度	64	8	72
令和5年度	45	7	52
令和6年度	38	5	43



(6) 副籍制度利用者数(令和2年度～令和6年度)

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
令和2年度	4	7	8	7	6	1	3	4	0	40
令和3年度	7	6	7	6	3	6	1	2	3	41
令和4年度	3	6	5	5	5	2	5	0	2	33
令和5年度	6	3	4	4	5	5	2	5	0	34
令和6年度	8	4	3	5	3	2	4	2	4	35

(7) 就学支援シートの活用実績(令和2年度就学～令和6年度就学)

	令和2年度就学	令和3年度就学	令和4年度就学	令和5年度就学	令和6年度就学
小学校就学	243件(20.6%)	309件(27.2%)	287件(28.3%)	229件(21.9%)	266件(25.9%)
中学校就学	91件(8.5%)	101件(9.8%)	105件(9.8%)	104件(10.5%)	100件(10.2%)
高校進学	14件(1.4%)	15件(1.6%)	17件(1.6%)	18件(1.6%)	17件(1.6%)

	国際的な動き	国内の動き(国・都)
平成4年 (1992年)		【国】「通級による指導に関する充実方策について」を示す ・通級による指導の在り方に加え、学習障害に対する対応も審議
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ●アジア太平洋障害者十年の開始年(～平成14年) ●「障害者の機会均等化に関する基準規則」の採択(国連総会) 障がいのある人が、それぞれ、社会の中で、市民として他の人と同じ権利と義務を行使できることを確保することが盛り込まれる。	【国】学校教育法施行規則の一部改正 ・小・中学校における、通級による指導の法制化 【国】障害者対策基本法の一部改正により、障害者基本法公布 ・アジア太平洋障害者の10年が始めることを契機に公布。障害者の自立と社会参加の一層の推進を基本理念とする。
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ●WHOは、国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—(ICF)を採択する。 ●障害者の人権及び尊厳を保護・推進するための包括的、総合的な国際条約の決議案が国連で採択 	【国】21世紀の特殊教育の在り方について最終報告が示される。
平成14年 (2002年)	●障害者の人権及び尊厳を保護・批准するための包括的総合的な国際条約に関する国連臨時委員会の開催	【国】学校教育法の一部改正 ・就学基準(学校教育法施行令第22条の3)の見直し 【国】障害者基本計画の閣議決定 ・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の策定 ・LD、ADHD、自閉症の児童に対する教育的支援
平成15年		【国】今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)

(2003年)		・特殊教育から特別支援教育への転換
平成16年 (2004年)		【国】小・中学校における、LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)の作成 【国】障害者基本法の一部改正 ・交流及び共同学習の促進についての規定 【都】特別支援教育推進計画の策定(～平成28年)
平成17年 (2005年)		【国】発達障害者支援法の施行 【国】特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)『中央教育審議会』 ・特別支援教育の理念と基本的な考え方を示す。
平成18年 (2006年)	障害者権利条約が国連で採択	【国】学校教育法施行規則の一部改正 ・LDおよびADHDを通級による指導の対象に加える。 【国】障害者自立支援法の施行
平成19年 (2007年)		【国】学校教育法の一部改正 ・特別支援教育推進の規定を法律上に位置付け ・小中学校におけるLD、ADHDを含む、障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うことを規定 ・特別支援学校のセンター的機能 【国】特別支援教育の推進について(通知) ・特別支援教育に関する校内委員会の設置、実態把握、・特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用、教師の専門性の向上等
平成22年 (2010年)		【国】特別支援教育の在り方に関する特別委員会を中央教育審議会に設置 ・平成18年の障害者の権利条約を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の方向性を調査・審議

<p>平成23年 (2011年)</p>		<p>【国】改正障害者基本法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進
<p>平成24年 (2012年)</p>		<p>【国】合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の観点について整理された。 <p>【国】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)】『中央教育審議会初等中等教育分科会』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶことを追求、就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、基礎的環境整備多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進等
<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>第125回IOC総会において、東京オリンピック・パラリンピックを2020年に開催する事が決定</p>	<p>【国】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)制定</p> <p>【国】学校教育法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童等の就学先決定の仕組みが改定 <p>【国】「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」</p>
<p>平成26年 (2014年)</p>	<p>障害者の権利に関する条約批准</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮 	

平成28年 (2016年)		<p>【国】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供 <p>【国】児童福祉法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進 <p>【国】発達障害者支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進 <p>【国】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における通級による指導の制度化 ・自立活動における、教科の内容を取り扱いながら行うことができるようにする
平成29年 (2017年)		<p>【都】東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画を策定</p> <p>【国】義務標準法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導の教員定数の基礎定数化
平成30年 (2018年)		<p>【国】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について（通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等における通級の指導の開始 <p>【都】学校教育法施行規則改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化
令和3年 (2021年)	●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催	<p>【国】新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議】報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 ・特別支援教育を担う教師の専門性の向上 ・ICT利活用等による特別支援教育の向上 ・関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実 等

		<p>【国】令和の日本型学校教育～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協同的な学びの実現～</p> <p>【国】医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）</p>
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際連合障害者権利委員会対日審査における総合所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告 ●国際ろう者スポーツ委員会の総会において、東京2025デフリンピックの開催決定 	<p>【都】東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画 策定</p> <p>【国】特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育的ニーズを最優先に、学びの場を多角的に判断する。 ・原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行う。等について通知。
令和5年 (2023年)		<p>【国】通常の学級に在籍する児童生徒への支援に係る方策について（通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の専門性を生かした取組の強化等について提言
令和6年 (2024年)		<p>【都】東京都教育ビジョン（第5次）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」を示す。
令和7年 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> ●東京2025デフリンピック開催 	<p>【都】東京都教育施策大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブな教育の推進を優先事項に掲げ、多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、誰もがやりたい自分を実現し、一人ひとりの個性を強みとして発揮できるよう、多様な人々と交流し、共に学ぶ環境を提供することが重要であると位置付けている。

資料

用語解説

(出典は、それぞれの解説の最後、【】内に記載しています。)

あ行

医療的ケア

「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)第二条。)また、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものをいう。)をいう。

【出典:厚生労働省ホームページより】

インクルーシブ教育システム(inclusive education system)

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

【出典:障害者の権利に関する条約第24条より】

か行

学校生活支援シート

障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として、作成する計画のこと。児童・生徒の地域生活を考えたときに、教育のみならず、福祉・医療・労働などの様々な側面からの取り組みを含め、関係機関の密接な連携協力を確保することがねらい。国でいう、「個別の教育支援計画」。東京都においても、平成26年度までは、「個別の教育支援計画」という名称だった。

【出典：文部科学省ホームページ「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」及び東京都教育委員会作成「これからの個別の教育支援計画（平成26年3月発行）」】

教育課程

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。

【出典：文部科学省ホームページ】

教育相談室

児童・生徒、保護者、教職員を対象とした不登校、いじめ、学業不振、進路、対人関係の悩み等教育や生活全般に対する課題について臨床心理士等が1対1での面接を基本として支援する相談機関。多摩市立教育センターに置かれている。保護者等大人への助言やプレイセラピーを通じた児童・生徒自身の気づきや成長を促すことで課題の解決へと導く。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

【出典：文部科学省ホームページ】

校内委員会

校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や、支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会。

【出典：発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月）】

合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基本として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【出典：障害者の権利に関する条約第2条より】

交流及び共同学習

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること。

学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や、交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重しながら、協働して生活していく態度を育むようにすること」と示されている。

【出典：文部科学省「交流及び共同学習ガイド」より抜粋】

個別指導計画

個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの。教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する。特別支援学級、特別支援教室で学ぶ児童・生徒だけではなく、通常の学級で学ぶ障がいのある児童・生徒も作成の対象となる。

【出典：学習指導要領】

さ行

自閉症・情緒障害特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも（平成25年10月4日付文科初第756号通知）」を対象に、特別に編成した学級。市内小学校4校（多摩第二小学校、南鶴牧小学校、諏訪小学校、貝取小学校）、中学校2校（多摩中学校、青陵中学校）に設置している。令和8年4月、聖ヶ丘中

学校に設置する。

【出典：東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」より抜粋】

就学支援シート

家庭や幼稚園・保育園・小学校・中学校などの就学機関等で、大切にしてきたことや配慮してきたこと、次の就学機関に引き継ぎたいことを保護者が主体となって記載するもの。受け取った就学機関はこのシートを参考に児童・生徒に必要なと思われる支援や配慮、指導内容について考える。各公立学校で配布のほか、多摩市立教育センター、多摩市教育委員会学校支援課でも配布している。多摩市では、統一様式として、「小学校就学用（幼稚園・保育所等の就学前→小学校）」「中学校就学用（小学校→中学校）」「高等学校等就学用（中学校→高等学校・高等専修学校・特別支援学校高等部）」の3種類を作成・配付している。

【出典：文部科学省ホームページ 中央教育審議会・初等中等教育分科会資料「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」より抜粋】

障害者差別解消法

障害者差別解消法では、障害がある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行うこととしている。そのことによって、障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）を目指している。

共生社会を実現するための取組を推進するため、事業者に対し「合理的配慮」の提供を義務付けることなどを内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正障害者差別解消法」）が、令和6年4月1日に施行された。

【出典：内閣府ホームページ】

自立活動

個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達的基础を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの区分があり、6区分合わせて27項目がある。自閉症・情緒障害学級では多摩市立小・中学校とも各教科等のほか、自立活動を特設し指導を行っている。また、特別支援教室・通級指導学級（小学校難聴・言語障害、中学校情緒）では自立活動のみを設定し指導を行っている。知的障害学級では、自立活動の時間を特設せず、各教科や教科等を合わせた指導の中で自立活動の要素を取り入れながら指導を行っている。

【出典：特別支援学校学習指導要領及び同解説より抜粋】

スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、児童・生徒の心理に関する支援に従事し、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、ますます多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

【出典：学校教育法施行規則第65条の3、文部科学省ホームページ】

スクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒の福祉に関する支援に従事し、福祉に関する専門的な知識や技術を用いて、貧困・虐待・不登校等の課題を抱える児童・生徒を含めた彼らが置かれた環境への働きかけを行い、課題の解消に向けて支援する役割である。

【出典：学校教育法施行規則第65条の4、文部科学省ホームページ】

た行

多摩市特別支援教育マネジメントチーム

平成19年度に多摩市の特別支援教育の推進役として発足した、教職経験者と臨床心理士からなる組織。多摩市立教育センターを中心として、市内小・中学校の就学相談、転学相談、特別支援教室、通級相談、フォローアップ相談等を実施している。

知的障害特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度であるもの（平成25年10月4日付文科初第756号通知）」を対象に、特別に編成した学級。本市では知的障害学級を市内小学校3校（東寺方小学校、永山小学校、東落合小学校）、中学校3校（和田中学校、諏訪中学校、落合中学校）に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」より抜粋】

特別支援学級

学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために、特別に編成した学級。多摩市においては、通常の学級に籍を置きながら、一部特別な指導を実施する、通級による指導を行う場として難聴言語障害通級指導学級を設置している。また、学籍を置く特別支援学級として、小・中学校とも知的障害学級および自閉症・情緒障害学級を設置している。

【出典：東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」より抜粋】

特別支援学校

学校教育法に規定されている。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校教育法第1条に示した学校の一つ。「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の障害の程度」については、学校教育法施行令第22条の3に示されている。平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、第22条の3に規定する程度の児童・生徒等は、特別支援学校に原則就学するという就学先決定の仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みになった。

多摩市内には、知的障害者及び肢体不自由者を対象とする東京都立多摩桜の丘学園（令和7年度現在、多摩市・稲城市及び八王子市の一部を学区）が設置されている。

【出典：学校教育法、学校教育法施行令、東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」】

特別支援教育コーディネーター

各学校における、特別支援教育の推進のために、主として校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。特別支援教育コーディネーターは各学校の校長が所属教員の中から指名する。養護教諭、特別支援学級担任、特別支援教室担当教員、通常の学級の担任の中で特別支援教育の指導力の高い教員等を指名する傾向にある。

【出典：文部科学省ホームページより。特別支援教育コーディネーターの指名傾向については本市の状況を踏まえ記載】

特別支援教室

通級による指導の一形態。通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週当たり1時間から8時間程度の自立活動を指導する。学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童・生徒については、月当たり1時間から週当たり8時間程度の自立活動を指導する。

本市では、平成29年4月より市内全小学校において特別支援教室での指導を開始した。また、令和3年4月から市内全中学校において特別支援教室での指導を開始した。

【出典：東京都教育委員会作成「特別支援教室の運営ガイドライン」より】

な行

難聴・言語障害通級指導学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「(難聴)補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。(言語)口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)」で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。」を対象に、特別に編成した学級。本市では難聴・言語障害通級指導学級を北諏訪小学校に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」より抜粋】

は行

発達支援室

発達の遅れや心配のある児（者）とその家族、及び発達障がい児（者）とその家族等を対象に、発達についての総合相談等を行っている多摩市の機関。

発達障害（発達障がい）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳障害の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、その他、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

【出典：発達障害者支援法第2条、発達障害者支援法施行令第1条、発達障害者支援法施行規則より】

発達・教育初回相談窓口

発達・教育初回相談窓口では、市内在住の未就学児・児童・生徒から成人の方、及びその保護者を対象に、発達（「ことば」「コミュニケーション」「かんしゃく」など）や教育にかかわること、情緒的・心理的な問題、学校での悩みやトラブルに関する相談などを受け付けている。

フォローアップ相談

多摩市就学支援委員会の審議結果とは異なる学級に就学された児童・生徒を対象に、多摩市特別支援教育マネジメントチームが保護者や学校と連携しながら相談を継続するもので、就学後一年間実施している。

副籍制度

東京都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加、オンラインでの交流等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。この制度により、居住する地域の中で、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

【出典：東京都教育委員会ホームページ 及び 東京都教育委員会作成「副籍ガイドブック（令和6年2月）」より】

保幼小連携

幼稚園や保育所等と、小学校では生活や教育方法の違いはあるが、子供の発達や学びが連続している。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、それぞれが指導方法を工夫し、互いの教育方法・内容の相違点・共通点について理解を深めるなど、子供の発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るために保育所・幼稚園・小学校の教職員・保育士等が互いの指導内容について理解を図ったり、共通の研修を受けたりする具体的な取組。本市では、保育所・幼稚園・小学校の教員がテーマを設定して合同研修に参加している。令和元年度は、「特別支援教育」及び「要録等の引継ぎ」などをテーマとした。

【出典：東京都教育委員会作成「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック（平成30年3月）」より抜粋】

や行

ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障がい者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

資料 用語解説

これは教育の現場においては、「発達障害の有無にかかわらず、クラスの中の全ての子が分かりやすい工夫をする」ということ。例えば情報伝達において聴覚的（言語）だけでなく視覚的（板書など）に提示を行ったり、わからないことがあったときに教師から助言を受けやすくしたりする工夫（ハンドサイン・ヒントカードなど）を行うなどがある。

【出典：障害者の権利に関する条約第2条より】

資料

第三次多摩市特別支援教育推進計画(素案)に対するパブリックコメントの結果

令和7年多摩市教育委員会第11回定例会(令和7年7月7日開催)において決定した「第三次多摩市特別支援教育推進計画」(素案)に対し、パブリックコメントを実施しました。

(1) パブリックコメント実施結果

実施期間:令和7年7月22日(火)から令和7年8月20日(水)まで(30日間)

提出件数:5件(インターネット手続き4件、意見投函箱1件)

(2) 閲覧場所

市役所第二庁舎1階行政資料室

多摩市立中央図書館

多摩センター駅出張所

永山公民館

関戸公民館

ニ幸産業・NSP 健幸福社プラザ(多摩市総合福祉センター)

諏訪複合教育施設

多摩市公式ホームページ

(3) 提出された意見

	意見本文(原文のまま)	市の考え
1	<p>この度は貴重な場を作っていただきありがとうございます。</p> <p>私は子供を支援級へ通わせているのですが、スクールカウンセラーさんに発達障害への知識がある方(心理士さんなど)にも入って頂けたらと思っています。</p> <p>障害のある子は特性として自分がされた事、した事などをずっと記憶して後々話す事が苦手な部分が強くあります。</p> <p>うまく言葉で表現出来ない事もあります。</p> <p>なのでなるべく早く心配事や相談したい事をする上で特性を理解している方が居てくださったらこちらとしても心強いです。</p> <p>周りの支援級の先生方への指導(先生方も困り事、接し方など模索されていると思います)も併せて出来るのでは無いかとも思います。</p> <p>拙い文章で申し訳ありません。</p> <p>ご検討のほどよろしく願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見を頂きましてありがとうございます。</p> <p>東京都が採用するスクールカウンセラーについては、「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定にかかる臨床心理士」等の資格要件があり、発達障害等について一定程度の専門性を有していると解されます。</p> <p>そのため、スクールカウンセラーは心理面や発達面の専門的知見を生かした業務として、相談室での面接のほかにも、教員との間で必要に応じて相談や協議をしながら、すべての児童・生徒の指導・支援に当たっています。</p> <p>頂いたご意見については、今後特別支援教育を推進していく際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>合理的配慮は障害者差別解消法により法的義務として定められているため、計画文中にその点を明確に記載すべきです。</p> <p>P35 の施策 3 では「平成 28 年 4 月から『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』(障害者差別解消法)において合理的配慮の提供が求められるようになり」と記載されていますが、この表現では法的義務であることが十分に伝わりません。同法第 7 条により、行政機関および学校設置者には合理的配慮の提供が義務付けられており、2024 年の法改正により民間事業者にも義務化されました。したがって、計画文書においては「求められる」ではなく「義務付けられている」と明記することが適切です。</p>	<p>ご意見にもあるように、合理的配慮の提供が事業者にも義務化をされています。合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と合理的配慮を提供する側との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要と考えます。</p> <p>また「過重な負担」の記載については、合理的配慮について、用語の定義や解説のための記載のみで、ご意見にあるような負担回避の側面を強調することについて意図しているものではありません。</p>

	<p>なお、合理的配慮については、教育現場や啓発資料等において「願うもの」「協力を求めるもの」として扱われる傾向が見られます。しかし、障害者差別解消法に基づく合理的配慮は、学校設置者にとって法的義務であり、本人の申し出に依存する任意的な対応ではありません。計画文書においても、こうした誤解を招かないよう、義務としての位置づけを明確に記載することが重要です。</p> <p>また、計画全体を通じて「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」という文言が繰り返されており、合理的配慮の原則的な提供義務よりも負担回避の側面が強調されている印象を受けます。これは、障害を理由とする差別の解消という法の趣旨を弱めかねません。「過度の負担」の判断は、個別具体的な状況に応じて慎重に行うべきであり、一般的な抑制的表現は避けるべきです。</p> <p>合理的配慮は原則として提供されるべきものであり、その法的性質を正しく周知することが、教育現場における責任の明確化と対応の充実につながります。本計画は教育委員会の施策の根拠文書であるため、法的根拠と義務性を明示することで、児童・生徒・保護者との対話を通じた合理的配慮の検討・提供がより確実に進み、共生社会の実現に資するものと考えます。</p>	<p>計画文中の記載については、頂いたご意見も参考にさせていただきます、改めて誤解を招かないような表現となるように精査してまいります。</p>
3	<p>P31「施策1 理解啓発の促進」に、障害者差別解消の視点を明記すべきです。合理的配慮の不提供は法的に差別とされており、特別支援教育はその提供体制として位置づけられます。教育は差別の芽を摘む場であり、市条例との整合性を図るうえでも、計画の理念や背景に差別解消の視点を加えることが不可欠です。講座や研修は、こうした理解を促進する重要な機会であり、差別の構造や偏見の解消を扱うことで、学校現場への波及効果が高まり、共生社会の理念が具体化されと考えます。</p>	<p>ご意見の通り、市条例の理念も踏まえながら、5年間の計画の中で障がい者差別解消の視点も含めて様々な視点で理解啓発していきたいと考えております。</p>
4	<p>施策4「ユニバーサルデザインの視点などを取り入れた学級環境や授業改善等を</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>

資料 第三次多摩市特別支援教育推進計画(素案)に対するパブリックコメントの結果

	<p>通して、すべての児童・生徒が安心して楽しく学べるよう取り組みます」ユニバーサルデザインの視点で学級環境や授業改善等に取り組むことは、合理的配慮を受ける子どもばかりでなく、学級のすべての子どもにとっても学ぶことができ、続けてほしいと思います。先生方は多忙のことと思いますが、先生方も校内で話し合いお互い学びあいながらユニバーサルデザインの視点での授業改善等に取り組んでほしいです。</p> <p>施策6 「相談機関の周知や福祉との連携等を図りながら、誰もが安心して相談できるよう取り組みます」相談はなかなか順番が来ないと聞きます。相談機関の専門員を増やしてほしいです。学校のスクールカウンセラーさんにはいつでも相談に行けるようにしてほしいものです。実態把握のためアンケートやグループミーティングで子どもや保護者の声や意見を聞くことができ、それをもとに、課題を設定したことは良かったと思います。</p>	<p>授業改善等については、校内支援委員会の活用等で教員同士が学びあい検討する場を持てるような取り組みを5年間の計画の中で進めていきたいと思っています。</p> <p>また相談機関の専門職については、ニーズの変化に応じ検討していきます。</p>
5	<p>中学より特別支援級でお世話になりました保護者です。社会人となり、今までの歩みを振り返ると、小学校は保護者交流も盛んで社会性も育ち母子共に伸び伸び過ごしました。しかし中学では PTA でも特別支援クラスだけ手紙を渡されなかったり情報が入ってこなかったりと、通常級の保護者さんの意識が特別支援クラスに回っていない現実を知り、それでは生徒間の交流機会を設けても差別意識はなくならないだろうとあきらめて卒業に至りました。特別支援校や高校入学がゴールではありません。小学校で培った自己肯定感が中学で失うことがないよう、学校が教室を区切るだけでなく相互理解の場になって欲しいと願うばかりです。社会人になるまで、様々な訓練と経験をした経験上、企業が欲しがると人材(障害者雇用です)は、スキルよりも社会性や対話力であり、それは義務教育期でぐんと伸びると思います。</p> <p>又、特別支援クラスの先生方が通常級の先生に遠慮しているようにも感じられたの</p>	<p>体験を踏まえた貴重なご意見ありがとうございます。ご意見の通り、特別支援教育が目指すものとしては、共生社会の実現と社会参加であります。共生社会を実現させるために、相互理解は欠かせないものであり、相互理解の取組は義務教育期間でしっかりと取り組む必要があると考えます。こういった相互理解をより図っていくことを目指し、交流及び共同学習や理解啓発の促進にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。</p>

資料 第三次多摩市特別支援教育推進計画(素案)に対するパブリックコメントの結果

<p>で、先生の発言権及び保護者の声がダイレクトに校長先生に届くような目安箱など、風通しよく、特別支援クラスの地位向上に努めていただきたいと願います。</p> <p>いろいろ申しましたが、一番は家庭教育です。学校に全ておまかせでは、子供の障害理解が遅くなり進学先で苦勞します。先生方の負担も大きいでしょう。</p> <p>障害者を育てていると未来が見えにくく、狭い範囲の事柄しか見えません。ですが現実には健常者より早く社会に出るのです。私は義務教育期間の準備がとても重要だと思っています。自治体が保護者向けに障害についてのセミナーや進学・就職先の知識や選択肢を説明するなど社会人になる準備のお手伝いをしていただければ幸いです。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議関係

I 第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱

多摩市教育委員会告示第23号

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱を次のとおり定める。

令和6年4月8日

多摩市教育委員会

教育長 千葉正法

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 多摩市の特別支援教育の指針となる第三次多摩市特別支援教育推進計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、有識者、市民等の意見を反映するため、第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 計画の基本方針、方向性、成果目標等に関すること。
- (2) 計画に定める具体的な施策及びその実施に必要な手段その他必要な事項及び内容に関すること。

(3) 前2項に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する者(以下「委員」という。)12人以内をもって構成する。

(1) 学識経験者 一人以内

(2) 東京都立多摩桜の丘学園校長

(3) 東京都立永山高等学校校長

(4) 児童又は生徒の保護者である多摩市民 二人以内

(5) 多摩市立小学校又は多摩市立中学校の校長 二人以内

(6) 多摩市立小学校又は多摩市立中学校の特別支援学級の教員又は特別支援教育コーディネーター 二人以内

(7) 子ども青少年部子ども・若者政策課長

(8) 健康福祉部障害福祉課長

(9) 教育部教育センター長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 有識者会議の会議は、委員長が主宰する。

3 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

2 第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議委員名簿

(五十音順) ◎=委員長 ○=副委員長 委嘱期間 令和6年7月3日から令和8年3月31日まで

氏名(敬称略)	職名等
伊藤 未来	公募市民委員
○小貫 悟	明星大学心理学部心理学科教授
佐々木 敦子	公募市民委員
佐宗 紀子	多摩市立永山小学校主任教諭
佐藤 俊一	東京都立永山高等学校校長
高橋 美保	多摩市立多摩中学校主任養護教諭
◎豊島 佳代	教育部教育センター長
西田 良児	東京都立多摩桜の丘学園統括校長
平松 渉	健康福祉部障害福祉課長
廣瀬 友美	子ども青少年部子ども・若者政策課長
福田 洋一	多摩市立多摩中学校校長
水野 裕司	多摩市立愛和小学校校長 (令和6年度)
森 信行	多摩市立南鶴牧小学校校長 (令和7年度)

3 第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議日程と内容

回数	日程	内容
第1回	令和6年 7月 3日	現行計画の振り返り・意見交換 など
第2回	8月22日	新計画の章立て案・アンケート など
第3回	10月23日	骨子案の協議・アンケートの分析報告 など
第4回	令和7年 2月17日	計画素案検討について など
第5回	8月27日	パブリックコメント報告 など
第6回	10月14日	計画原案検討 など

第三次多摩市特別支援教育推進計画

令和8(2026)年2月発行

発行 多摩市教育委員会

編集 教育部教育センター

〒206-0024 東京都多摩市諏訪五丁目1番地

諏訪複合教育施設「かけはし」内

印刷物番号

7-41

